

第五百五十五回  
国会

# 参議院外交防衛委員会會議録第七号

平成十四年十一月二十八日(木曜日)

午前九時一分開会

委員の異動

十一月二十六日

辞任

福島啓史郎君

海野 徹君

十一月二十七日

辞任

櫻井 充君

十一月二十八日

高野 博師君

辞任

矢野 哲朗君

補欠選任

舩添 要一君

櫻井 充君

補欠選任

海野 徹君

風間 昶君

補欠選任

小林 温君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事  
松村 龍二君

山下 善彦君

山本 一太君

広中和歌子君

小泉 親司君

委員

河本 英典君

小林 温君

佐藤 昭郎君

桜井 新君

月原 茂皓君

日出 英輔君

舩添 要一君

矢野 哲朗君

海野 徹君

佐藤 道夫君

齋藤 勤君

国際交流基金理事  
藤井 宏昭君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○独立行政法人国際協力機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人国際交流基金法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松村龍二君) たいいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十六日、福島啓史郎君が委員を辞任され、その補欠として舩添要一君が選任されました。

また、昨二十七日、高野博師君が委員を辞任され、その補欠として風間昶君が選任されました。

○委員長(松村龍二君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

独立行政法人国際協力機構法案及び独立行政法人国際交流基金法案の審査のため、本日の委員会に防衛庁運用局長西川徹矢君、防衛庁人事教育局長宇田川新一君、外務大臣官房参事官齋木昭隆君、外務大臣官房文化交流部長糠澤和夫君、外務大臣官房領事移住部長小野正昭君、外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官天野之弥君及び外務省経済協力局長古田肇君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松村龍二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松村龍二君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

独立行政法人国際協力機構法案及び独立行政法人国際交流基金法案の審査のため、本日の委員会に国際協力事業団副総裁東久雄君及び国際交流基金理事藤井宏昭君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松村龍二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松村龍二君) 独立行政法人国際協力機構法案及び独立行政法人国際交流基金法案の両案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山本一太君 ます、外務大臣に御質問を申し上げます。

今回のこの独立行政法人国際交流基金法案及び独立行政法人国際協力機構法案、これがこの参議院の委員会でも可決をされ成立をするということになりますと、いよいよこの二つの特殊法人が独立行政法人に移行するということになりました。

私は、以前JICAのスタッフをやっていたことがございますが、JICAでいいますと、JICAのスタッフ、大臣に異例とも言える若手とのミーティングもやっていたいたわけなんですけれども、若手を中心に当然この動きを歓迎しております。

もうちょっと具体的に言うと、大きな期待があると同時に不安も持っているということでございます。

それはなぜかといいますと、国際協力機構に移行した後の外務省あるいは外務大臣との関係について、なかなかまだ具体的なイメージがわか

ない。ODA政策の立案、さらにはODA案件の発掘、実施と、こういういろいろな段階を踏んでいく中で、果たして新しい国際協力機構と政府、外務省、外務大臣との関係というものが、もちろん実施機関と政府との役割分担が明確化されるということはあるんですけども、実際にどういう形になっていくかということについて、まだなかなかイメージがわからないということがあるんだと思います。

ただ、当然のことながら、私自身も援助の現場に携わっていた一人として、このJICAの独法化の動きというのは、これはもう時代の流れであると思いますし、政府とこの実施機関がしっかりと役割分担をするということによって日本の外交の大きな柱であるこのODAプロジェクトが効果的、より効率的に実施されるということについては、これは確信を持っております。

そういう流れを受けて、まず、大臣に改めて今回のこの独法化、これはもう国際協力事業団と国際交流基金の独法の意義、そこに流れる哲学についてお聞きをしたいと思っております。

○国務大臣(川口順子君) 山本委員には、以前JICAの若い方々を紹介をいただいて、そこでかなり長い時間いろいろ意見交換をする機会がありまして、その中で、私は、JICAの若い職員の人たちがJICAの将来をきちんと考え、どういう役割をJICAとして果たしていくべきかということに様々な思いをはせているということに大変に強く印象付けられました。また同時に、その人たちがJICAの職員として専門性を持ってやっていらつしやるということについても強い印象を持ちました。大変に優秀な人たちだと思いました。

それで、JICA、国際協力基金、一般的に言いまして独立行政法人になるわけですけども、それによって、委員が今おっしゃったように企画立案とそれから実施のところを分けて、実施の部分で効率性あるいは透明性、自主性、それが確保されるようにする、そして政策との関係ではそれ

を中期目標、中期計画という形でそれをコントロールをしていく、また独立行政法人の上げた成果についてはそれをきちんと評価をし、そして情報も公開をするということによって広く世間の目にもさらして、その運営がきちんと行われるようにそれを確保していくと、そういう考え方であると思います。

今、委員が具体的なイメージについて言及をなさいましたけれども、これは独立行政法人、既にスタートしたのもありますけれども、新しくJICAとの関係では始まることでございますから、最初から非常にうまくいくかどうか、中には試行錯誤をしながら、双方で、政府とJICAと両方で話し合いながらいい形を見だしていくということについては常に政府として、外務省として柔軟で、そしてオープンであつて、話し合いをしていきたいと私は考えております。

一般的に申し上げるとそういうことですけれども、政府として、この独立行政法人を作るといふことのメリットが最大限に我が国の援助に生かされるように努力をしていきたいと考えております。JICAの職員の人にもそういうことでますます張り切つて仕事をしてもらいたいと思つております。

○山本一太君 ありがとうございます。

大臣が御就任された後、外務省のいろんな問題が噴出した時期がありまして、いまだに外務省改革のプロセスが続いているわけなんですけれども、特に政治の方から外交に対して不当な圧力があつたのではないかと、こんな事件もあつたわけなんですけど、今やはり政と官の関係というものをきちつと見直さなければいけないと、こういう機運が高まっていると思つております。

私が政治家になつたのは七年前ですけども、政と官の関係というのは、官僚がスペシャリストとしていろいろな選択肢を政治家に対して提示をする、政治家は選挙で選ばれた選良としてその選択肢の中からこれを選んで決定をして責任を負

うと、これが政官の姿だというふうになつて言われてきたわけなんですけれども、実際は、日本の政策というのは、これは外交政策にかかわらずずっと官僚主導で行われてきたわけで、それが今、大きな壁にぶつかつていまして、今本当の意味で、石破大臣のような本場に適材適所の大臣も誕生されたわけなんですけれども、政治がリーダーシップを持つて政策を決めていくという流れになつてきたんだと思つてます。

私は、外務省とJICAあるいは国際交流基金、この独法化する国際協力機構との関係にも同じことが言えるんだと思つてます。これまで政府が政策を決める、ODAに関する政策を決めると、その実施機関であるJICAにこれを実施させると。やもすれば、何となく政府の決めたことを委託する下請機関のような意識を持つていた。外務省の方もおられたわけなんですけれども、これはやはり、ODAという日本外交の大きな柱、このODA政策を展開する中で同じ目的を共有するパートナーと、こういうやっぱ意識を持つて付き合つていきたいたいと思つてます。

今日はJICAの副総裁も来ておられますけれども、これからの国際協力機構と政府の関係を考えるときは新しいパートナーシップと、こういう言葉を是非総裁に言つてもらうはやらせていただきたいと思つて、外務省の方もこの新しいパートナーシップという感覚を持つて役割分担をしながらお互いの強みを生かしていくと、こういう意識を是非持つていきたいたいと思つてますので、そのことを大臣に御要望を申し上げたいと思つてます。

いろいろフォローアップでお聞きしたいこともありますけど、時間がありませんので次の質問をさせていただきます。

法律の内容について、いろいろあるんですけども、一問に絞つて伺いたいと思つております。今回の独立行政法人国際協力機構法案の中身の

はNGO等が実施する一千万円以下の海外協力支援活動なんですけれども、この実施に当たつて関係行政機関との協議が必要であるという一項がこの法案の中に入っております。

これについては、御存じのとおり、例えばNGO等が行うような草の根の技術協力についてもこれまで以上に実は関係省庁の関与が強くなるのではないかと、コントロール下に置かれるのではないかと、コントロール下になつていけるわけなんですけど、なぜこの関係各省、関係省庁との協議が必要だという文言が入つたのか、これはなぜ必要なのかという点について大臣の御答弁を求めたいと思つてます。

○国務大臣(川口順子君) 委員が今おっしゃつたような、この法案にほかの関係行政機関との協議ということが入つていまして、今までも、今までもそれが制限的になるのではないかと御懸念を持つていらつしやるNGOの方々いらつしやると思つてます。そういうことではないということをおし上げたんですけれども、まず、考え方として、JICAの行う技術協力、これは政府ベースのものであるということが一番の出発点だと思つてます。政府間の了解の下に行われる政府ベースのものであるということです。

それで、草の根の技術協力事業というのは、まず個人やNGOや地方公共団体の御提案をいただく、それは今までの経験その他からこういうものがいいという足が地に着いたいろいろな御提案をいただけたと思つてます。その御提案をいただけて、それを、政府ベースのものというのがJICAの考え方ですから、外務省として相手国の政府との間で話をし、それを相手国の政府の了解を取り付けて政府ベースのものにするということなんです。それで、それを取り付けたものを今度はJICAがNGOや地方公共団体やそういうところ委託をするという形で行うのが草の根技術協力と、そういうことでございます。

それで、外務省は日本の窓口ということで相手国政府との了解を得るという仕事をするわけだ

けれども、そのときに日本の政府の行っている政策、これは関係省庁がたくさんあります、いろいろな分野がありますから関係の省庁があるわけですから、その政策が関係省庁のやっている政策と整合性を持ったものであるということの確認をしてもらう必要があると、そういう意味で協議をするということになっているわけであって、基本的にそれがなぜそうかというのは、一番最初に申し上げたJICAが行う技術協力が政府ベースの了解を取り付けたものであるという、そこから来ているということでございます。

ただ、大事なことは、そういったことをやることによって、実際の草の根ベースの技術協力が、草の根であるがゆえのメリット、それを失うような柔軟性のないものになったり、あるいは政府ベースの了解を取る過程、あるいは各省の関係省庁と外務省が協議をする過程で時間が掛かったり、いわゆるレッドテープがたたくさんあったりということで、草の根技術協力のメリットが消えてしまうようなことをやってはいけない、これは私は強くそう思っております。ですから、実際にこれを運用するときには、可能な限り簡素化をし、時間が掛からなくて効率的にスピーディーにできるように、そういう運用を考えると、これを、これはお約束をしたいと思えます。

○山本一太君 大臣が今おっしゃった後段の部分、是非大事なことですので、おっしゃったように運用については是非これをできるだけ簡素化して、迅速なプロジェクトの遂行を妨げないようにしていただきたいと思っております。

この法案ができるプロセスにおいては、関係各省がいろいろとぎりぎりのせめぎ合いをやった中でこういう条項が出てきたわけで、私もよく見ておりましたが、担当課長もかなり一生懸命やっておられまして、JICAが独法化した後の意味、意義を失わせないように随分努力をされていたと思いますが、個人的に言いますが、修正するわけにはいきませんが、私はこれ要らないと思っております、できるならば修正したいぐらいなんです。

ですが、これは仕方がないとしても、本当、大臣がおっしゃったように、少なくともこの十三条、十八条に基づく関係行政機関の長の関与、これはもうできるだけ手続を簡素にしたい、また、このことを強く御要望を申し上げたいと思えます。

さて、矢野副大臣に次は御質問させていただきます、矢野副大臣に次は御質問させていただきます。

国会対策委員会ではお世話になりましたが、これは関係ありませんので切ってください。矢野副大臣御存じのとおり、自民党の対外経済協力特別委員会にODA改革に関するワーキングチームというのがございまして、ここ数か月、ODA改革について議論を重ねてまいりました。このワーキングチームの長は高村元外務大臣でいらつしやるわけなんですけれども、このODA改革の中間取りまとめ案というのが十月の終わりに出たんですが、これを今つらつら見てみますと、ODA大綱に關してとかODA戦略の立案機能とかいろいろと書いてありますが、私はこの中間報告のもう一番のポイントというのはこれはもう一つしかないというふうに思っております、それはここにありますが、やはり政策決定過程における現場、すなわち大使館ですけれども、この役割、体制の強化、これにやはり尽きるのではないかと、これが実は中間取りまとめの一番のポイントだと思っております、この中間取りまとめを今朝、ざっと読んでみたんですけれども。

今、ODA案件が例えば現場で決まるプロセスを考えますと、今でもこの実態は変わっていないと思うんですけれども、各省からアタッシェが大使館に集まります。例えばインドネシアだったらインドネシア大使館にいろいろな省庁からの出向のアタッシェが集まると。例えば、各省庁のアタッシェが自分に関連するプロジェクトを見つけて、例えば経済産業だったら経済産業分野、あるいは社会保障だったら、厚生労働分野だったら福祉厚生分野、こういったところのプロジェクトを各アタッシェが見付けてきて、そこにプライオリ

ティーを付けると。大使館としては、各アタッシェが上げてきたプライオリティーに更に調整をして、これを日本政府に送ると、こういう実態があるというふうに聞いております。少なくとも、私がJICAにいたときはそういう状況でございました。

これは、やはり本当に意味のある、意義のあるODAプロジェクトを形成、発掘するという点においては大きな弊害になっていると思えます。私は、やはりきちっとしたODAプロジェクトを見付けるためには、この政策決定プロセスをきちっとするというのがもう欠かせないとずっと思っております。

さらには、同じく求められているのは、現場でODA案件、ODAプロジェクトというものを発掘、形成する段階において、現地の政府あるいは現地に駐在する国際機関、NGO、こういったものとしつかりと調整をしていくコーディネートの力というものもやはり現場に求められている。もちろん、JICAにもこの方向性の中で更に現場に近い実施機関として大きな役割を果たしてもらわなければならないと思っておりますけれども、この点についてどのようにお考えになるか、副大臣からの御答弁を求めたいと思えます。

○副大臣(矢野哲朗君) 山本委員の質問に答えさせていただきます。

現地における援助コーディネートの機能の強化が必要なんではないかという一つの御指摘でありますけれども、正に私も同感でありまして、現地の役割、体制の強化、このことが大変な大きな課題になってきたと私は理解しています。我が国の在外公館及び我が国の実施機関の現地事務所のより一層能力を高めたいと思っております。連携も強化させていきたいとも考えております。今までもそういった意味での取組をやってきましたけれども、今回、御指摘をいただいた点をより一層積極的に取り組んでいきたいと思えます。また、それに加えて、国際機関、現地政府との現地における援助協調についてであります。

けれども、被援助国政府との政策協議を定期的にも行っております。また、現地における援助国会合等を積極的に今日まで進めてきました。しかしながら、そういった観点からより積極的に取り組ませていただきたいと思えます。

なお、事業のプライオリティーでありますけれども、一応の整理としては、被援助国政府との協議等を踏まえながら在外公館としてそのプライオリティーを決定すると、一応そういう建前にはなっておりますけれども、果たしてそれが今御指摘のとおり必要なプライオリティーなのかということになると、まだまだ検討しなければいけない部分もあると思えます。より整理された中での業務執行体制を整えたいと思えます。

○山本一太君 ありがとうございます。是非その方向で進めていただきたいと思っております。

特殊法人制度の下では、政府と実施機関JICAとの役割分担が必ずしも明確でなかったと。独立行政法人になった後は、文字どおり、政府の役割とこの実施機関の役割をきちっと明確化するというのが独法の一つの精神でもあると思っております。

昨日、久しぶりに技術協力フローチャートというのを引っ張り出してきました、JICAに昔入ったときに最初に勉強したチャートだったんですけれども。案件の流れとして、まず途上国から援助要請を政府が受けて、その案件の検討をして外務省がその案件を採択をし、その採択の結果を在外公館を通じて相手国の政府に通報して、そこで初めて国際約束というものが形成をされると、ここまでする政府の役目ということになるかと思えます。その後、その実施協議、これレコード・オブ・ディスカッションという取決めが、実施機関JICAが行って向こうの政府との取決めに署名をし、案件詳細を決定をし、プロジェクトを実施して、中間評価、終了時評価をやる、これが実施機関の役割ということになると思えます。こうして政府と実施機関の役割分担が明確化さ

れたということは非常に歓迎すべきことだと思ふんですけれども、反面、私が問題提起したいのは、案件発掘、形成過程は、これは政府の外務省が決めることだと、こういう考え方も一つにはできるかもしれませんけれども、JICAが現場で蓄積してきたノウハウ、今までのいろんなプロジェクトを実施し、相手国政府と付き合ひ、あるいは相手国のカウンターパートと実際に付き合う中で蓄積してきたノウハウというものを是非、案件形成、発掘の段階においても活用していただきたいというふうに思ふんですけれども、この点について大臣あるいは副大臣の御見解、どちらでも結構なんですが、あるいは局長でも結構ですが、一言、簡潔にいただければと思います。

○国務大臣(川口順子君) おっしゃること、よく分かりますし、そういったJICAの持つてゐる専門的な知見を生かすことが日本としていい援助をやることのできることにつながると私は思ひます。

○山本一太君 簡潔にお願いいたします。

○政府参考人(古田肇君) 御指摘の案件の形成過程でございますが、JICAと連携して調査団を派遣をいたしました、あるいは現地では在外公館とJICA事務所が連携するなど、選定過程、形成過程においてもJICAの意見、知見を十分踏まえて進めていきたいというふうに考えております。

○山本一太君 ありがとうございます。

是非、そういう意味でも、独法化された後もJICAのノウハウを最大限に活用していただきたいと思います。

さて、次の質問に移りたいと思ふんですけれども、これもできれば矢野副大臣にお聞きしたいと思ふんですが、JICAに対しては、独法化される前の今のJICAでございますが、総務部長、企画部長を含めて、これは外務省から出向しているんですけれども、多くの職員が中央省庁から出向しております。過去には、外務省は特にJICAの一番大事な頭と手足になる企画と総務という

のを押さえているわけなんです、各省から役員も何人か来られていますけれども、過去にはかなり不適切な人事もありまして、役員の中には世界銀行すら知らなかったという方もいたりしたわけなんです。

別に総務部長と企画部長を飛ばすわけじゃないんですが、これはお二人とも話しましたけれども、今の総務部長、企画部長はかなり援助のプロと言つてもいいと思います。ある意味で言うと、外務省の方もそこらの意識を持つて、出向ポストであっても、技術協力、無償援助を、そういうものをきちんと考えられる人事を行つていこうということは評価できますが、基本的にやはり独法化後の国際協力機構については、できるだけこういうポストもやはりプロパーの職員にやらせるべきではないかというふうに考えておりますけれども、これについて外務省の見解、できれば副大臣の方から伺いたいと思ひますが。

○副大臣(矢野哲朗君) 実質JICAの職員でありますから、当然のことながら、経験、知見を持つた人材を充てるといふことは御指摘のとおりだと思います。

しかしながら、関係機関とも相互に連携を強化しというふうな意味合いからしても、各省庁間の人事交流というのはこれまた必要だということでの今日に至ると思ふのでありますけれども、独法化においての一つの在り方として、正にプロパーの人間が育つていくということも当然の一つの目標だと思ひますので、その御意見も十分踏まえながら、生き生きとひとつ独法化したJICAがその目的を達するだけのひとつ体制というものを考えていきたいと思ひます。

○山本一太君 矢野副大臣に大変バランスのいい御答弁をいただいたわけなんですけれども、もう一度申し上げますが、独法化させるということはもちろん責任も負わせますけれども、その代わり自主的にやりなさいということですから、これはいつまでも、それはもちろん政府の事業ですからJICAも国際交流基金も完全に外務省から

離れて仕事をするということはあり得ないわけなんですけれども、いつまでも自転車の補助輪付けて走らせたら独り立ちできませんから、是非プロパーの職員をできるだけ役員にも採用するというものについてはこれを推進していただくように、改めて大臣と副大臣に御要望を申し上げたいと思ひます。

○副大臣(矢野哲朗君) 十分に参考にさせていただきます。

○山本一太君 ありがとうございます。

今日はJICAの東副総裁にもおいでをいたしておりますので、副総裁にここで一問、御質問をさせていただきます。

今回、独立行政法人国際協力機構法案において、「復興」というこの二文字が目的規定に追加されました。これはJICAとしても、これから新しい分野、すなわち平和構築等の分野において関与をしていくという流れを作るものだと思いますけれども、これ、ある意味で言うと、ある程度リスクの伴う、危険の伴う地域にもこの活動を展開していくという可能性を開くものでもありません。これは、現在の補償制度の充実等、クリアしなさいいけない問題等々もあります。

たしか、一、二か月前の開発ジャーナルの中で川上総裁もJICAの新しい役割、平和構築の役割について言及をされておりますけれども、それを踏まえて、JICA、独法後のJICAがどういう姿を目指していくのか、特にこの復興等について、平和構築等の分野について、その点について副総裁の御見解を伺いたいと思ひます。

○参考人(東久雄君) JICAは、おっしゃるとおり、平和構築支援事業に取り組むということが今急務になっております。言われているとおり、これに取り組むに当たりまして、いろいろクリアしなければならぬ問題点がございします。

まず一つは、我々、安全対策措置基準と言っておるわけなんですけれども、いわゆるこれまでのJICAは、渡航情報の危険度というものを参考にしながら、一定の危険があるという地域には

原則として人の派遣を伴うような技術協力は実施しない、しないというか見合わせるという基準を設けておりましたけれども、しかしこのような状態ではなかなか平和構築に迅速に対応するということが難しくなりますので、その点につきまして見直しを行ひまして、外交上、特に必要が強く認められるというときには十分な安全対策を伴ひながら、従前にも増して柔軟性のある新規の人の派遣ということができるようにしております。

さらに、これと併せまして、人材育成の一環という形で、主としてJICAの職員、専門家というところでございますが、それを対象にいたしまして安全対策に対する研修制度を強化しております。またさらに、やはりそういう平和構築の場合には国際機関等が出ていっている場合が多々ございしますので、それらとの連携、特に国際機関の場合のいろんな情報を持つております、そういうものと安全の確保のやり方について十分連携を取りながらやっていくことの検討を、具体的な検討を進めております。

さらに、先生御指摘のございました補償制度でございますけれども、これを充実していきたいというところで、平成十五年の予算で今JICAとしてお願いをして、外務省から財務省の方に要求をお願いしております。これ、年末の予算過程、更に予算審議を経て決まっていくことでございしますが、所要の経費を要求しておりますので、御理解をお願いしたいと思ひます。

以上でございます。

○山本一太君 東副総裁は農水省の方から来られているわけですが、国際協力についてはずっとこれに携わつてこられた専門家ということですので、是非、新しいJICAの役割等々についてもリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

さて、もう余り時間がなくなつてしまつたんですけれども、石破大臣に御質問させていただきます。

昨年から六か月ぐらい、私、政治セミナーをプ

ロデュースをいたしまして、新世代総理候補を呼んで国家ビジョンを聞くというセミナーだったんですけれども、本になりました。その本、石破大臣のところをもう一回読み返してみたいと思いました。大臣が、これからの大臣は官僚や専門家と法律も含めた政策を議論できないといけない、そうでない人は大臣になるべきではないというようなことをおっしゃっていたことを改めて思い出しまして、今日は余り時間がないので改めて時間を取っていろいろミサイル防衛のこと等々についてはお聞きしたいと思うんですけれども、私は大臣のこれまでの御答弁には大変感銘を受けておりまして、やはり国会審議の形骸化とか委員会審議の形骸化ということが言われておりますけれども、石破大臣の御答弁を見ていると、やっぱり本来あるべき国会での審議の在り方、政治家と政治家がきちっと国の問題について議論をするという可能性が見えてくるような気がいたしております。是非、その先鞭を着ける意味でも、引き続きの御活躍を心から御期待申し上げたいと思います。

余分な時間を使ってみました。ミサイル防衛について、時間は短くなりましたが、ちよつと——もうそれは結構です、感想はもう。ミサイル防衛について一問だけお聞きしたいと思っております。

大臣就任以来、石破大臣、何度もこのミサイル防衛のことに言及をされております。特に、十一月のたしか衆議院の安保委員会だったと思いますけれども、北朝鮮がとは言ったかどうか、冒険的に核を使うところがある、こういうことが否定できないとき、抑止するにはミサイルディフェンス以外にはないということで、現在のこのミサイル防衛について調査研究の段階から開発段階への移行を加速させるべきだという意味の発言をしておられますけれども、このお考えは今でも変わっておりませんか。

○国務大臣(石破茂君) 委員御案内のとおり、こ

れは今、研究段階であります。これを開発段階、そしてまた配備段階へ移行しますためには、これは技術研究の進捗の度合い、またあるいは我が国の防衛力の在り方、これに相当の変更を加えることに当然なるんだらうと思います。そういうことも踏まえて、安保会議の議を経て決定をするものでありまして、私がここをこうしたいなああしたいと言ふべき筋合いのものだとは思っております。

そのことをお断りしました上で申し上げますと、結局、時代が全く変わったんだらうという認識を持つ必要があるんじゃないでしょうか。つまり、以前であれば、例えば一九六九年段階では、弾道ミサイルを持つていたのはアメリカ力とソ連しかなかったわけですね。冷戦が終わった一九八九年には、弾道ミサイルを持つていた国が十五か国になりました。じゃ、今年何か国が弾道ミサイルを持つていますかというのと、四十六か国が弾道ミサイルを持つていて、こういう状況になったことはよく認識をしないかぬ。そして、米ソ冷戦構造というのは、ある意味、抑止力が利いていた時代だったんだと思うんです。東西二極陣営というのか二大陣営に分かれて、それなりにある意味の抑止力が利いていた。じゃ、冷戦が崩壊したら抑止力が同じように利いているかという、それはあるいは違ふのかもしれないということ。

それからもう一つは、いわゆるテロに代表されるような非対称的脅威というものをどのように考えるかということだと思ふんです。冷戦が終わったということ、非対称的脅威が出てきたということ、そして弾道ミサイルが拡散している、かてて加えて申し上げれば、大量破壊兵器が拡散している。じゃ、これに対してどのような抑止力を持つべきなんだらうかというそもそも論を私どもは議論する必要があるんだらうと思ふんです。片一方、じゃ、弾道ミサイル防衛みたいな、ミサイル防衛みたいな構想は軍拡につながるから反対だという御議論があります。しかしながら、もう一

方では、そういうふうなミサイル防衛ということによつて核の削減につながるんだと、そういう議論もあるわけで、その辺りを我が国としてどのように判断するのかということとをきちんとして概念整理をしていかなければいかぬのじゃないかと、私はそのように思つておるわけでございます。

今までの相互確証破壊、MADと言われておりましたその理論というものが、例えばアメリカがABM条約をやめた、ロシアはそれに対してどのように反応したか、そういうことを本当にまじく政治の場で御議論をいただいて、国のあるべき方針というものを決定していくのが至当ではないかと、このように考えておる次第でございます。

サイルを開発をしております、これはかなり当たらないではないかと言われております。詳しい、細かいことは申し上げませんが、いわゆるミサイルがちよつと利口になつてカウンターマジャーミたいなものがある、弾道が分かれたり煙吐いたりするものもありますけれども、こういうことがあれば分かりませんが、これはかなり当たると言われている。

○山本一太君 ミサイル防衛についてはいろいろもつとお聞きしたいことがあるんですが、もう時間が余りありませんので改めてお聞きをしたいと思ひます。

このPAC3の導入について大臣の御見解。つまり、日本の今の安全保障の一番の問題は、簡単に言つてしまふとミサイルに対して丸裸だと。例えば、今北朝鮮に配備されているノドン、百基あると言われていますが、これが飛んできた場合に全くこれを防ぐ手段がないということなんだと思ふんですけれども、そのことについての大臣の見解と、もう一つダイレクトですが、PAC3、ハードだけじゃなくてアルゴリズムとかソフトのシステムもなければなかなかミサイルは機能しないと思ひますけれども、PAC3はノドンをどのくらい落とせるか、PAC3はノドンミサイルに対して本当に有効だろうか、今のレベルで、そのことをお聞きしたいと思ひます。

もう一問だけ、非常に乱暴な質問で恐縮なんですけれども、今、日米が共同研究をしているのは、イージス艦から発射される上層を対象にしたミサイルで、このミサイルの中の幾つかの部品は、例えばシーカーとかノーズコーンとかキネティック弾頭とか、そういうところに日本の技術をどう入れるかという話になつていふと思ふんですが、このアメリカのミサイルディフェンスには、ターミナルフェーズという最終段階がありまして、これは大臣御存じのとおり、PAC2ミサイル、PAC3ミサイルというのが今出ておりまして、日本自衛隊は、航空自衛隊の基地の隣にこのPAC2を配備をしていると。これはもう湾岸戦争のときにアメリカが例のスカッドミサイルを迎撃するために使つたタイプで、これはどうも、アメリカ側の発表はしつかりありませんけれども、どうも余り当たらないかなかなか、五〇%ぐらいだったんじゃないかと言われておりますけれども、これが今、日本の自衛隊の基地に配備をされていると。

○国務大臣(石破茂君) 御案内のとおり、PAC3は今年の五月に運用試験が終了したという段階にあります。四回やつてみて三回成功した一回失敗したということがデータとして出ていふわけで、さて一回失敗して三回成功したというものをどのように考えるかということがあるんだらうと思ひます。また、御指摘のように、PAC2に比べれば、委員の表現をかりれば相当お利口になつたシステムなんだらうと思つています。今、我々が持つていふPAC2というのは極めて限定的にミサイル対処ができる、これはもう極めて限定的なものである。じゃ、そのターミナルフェーズとしてPAC3というものがある、今運用試験が終了した段階ですから、これが本当にどのような形で更に現実のものとなつていくかというものは見極める必要があるんだらうと思ひます。

本当に御指摘はそのとおりで、今そういう弾道

ミサイルに対して本当に有効に対処し得る手段がない、これをどう考えるか、その場合にPAC3をどう評価するかということですが、それと併せて、冒頭のお答えと重複して恐縮ですが、我が国全体のミサイル防衛の在り方をどうするんだと、その中においてPAC3をどうとらえるかという議論が必要なんだろうと思っております。国民の皆様方に安心していただけるためにそういうシステムを導入するということは私も感じております。と同時に、ミサイル防衛についての在り方、それをどうするんだという中であって、そのターミナルフェーズの迎撃をどうするかということとを本当に国の在り方として考える、そういう時期に来ているのではないかと思います。

PAC3の性能につきましては、今申し上げたとおりでありまして、これから運用試験を終了した米国においてこれからいろんな議論がなされる、それはもうハードだけではない。じゃ、衛星を利用したシステムとしてどう考えるか、その衛星をだれがどのように運用して全体のシステムの中でどう位置付けをするかということも、これはきちんと議論をせよと、国民の皆様方に対してあるいは地域に対する安全保障に責任を持つことにはならないというふうに考えております。

いずれにしても、最終的には国会の御議論、そしてまた安全保障会議の議を経て決せられることでもあります。そういうような議論を是非とも私どももお願いをしてみたい、かように考えておる次第でございます。

○山本一太君 ありがとうございます。終わります。

○広中和歌子君 民主党の広中和歌子でございます。

行政改革の大きなうねりの中で、政府の持つ特殊法人、それを民営化する、あるいは合併する、あるいは独立行政法人化すると、そういう大きな流れが大分前から始まっているわけがございますけれども、関係する団体にとっては大きな問題だろうと思えます。

一般の人たちにとりましては独立行政法人になったらどう変わるの、特殊法人がどのような独自性を、自由度を発揮できるんだらうかと、そういう疑問もありますし、またどのような効率化、そしてまた予算の節約、そういったものにつながるんだらうか、あるいは今まで言われていた天下りの問題とかそういうものがどうなるんだらうか、いろいろ疑問がございます。先ほど山本委員が大変専門的な視点から御質問になりましたけれども、私はそういった素朴な疑問から質問させていただければと思います。

今日は、お二人の参考人、JICAの方そしてまた国際交流基金の理事長、本当に御出席ありがとうございました。

衆議院におきましては、この独立行政法人化法四十六法案を一括して特別委員会が審議したわけでございますけれども、私どもこの外交防衛委員会におきましては、本当にこの二つ、JICAと国際交流基金をじっくり質問させていただくと、それについて新しい方向を教えてくださいということ、そういう機会をいただいたことを大変いいことだと思っております。

この特殊法人改革でこれまでの組織を解体して独立行政法人化をする、生まれ変わってこれまでもどう違うのか、それぞれの、東副総裁、JICAの副総裁と、それから基金の藤井理事長に御説明いただければと思います。

○参考人(東久雄君) まず、JICAでございますが、独立行政法人制度という下におきましては、効率的なかつ成果の上がる事業の実施ということがまず求められ、またその事業実施についての透明性が強く求められるというふうに考えております。さらに、JICAといたしましては、この新しい法律の下で、国民により開かれた事業の展開、また平和構築支援事業、先ほどちょっと山本先生からお触れになられた事業でございますが、こういう展開ということを求められております。

他方、独立行政法人化したしますと、御存じの

とおり、予算、人事の両面で自主性が強まるというところでございますので、こういう状況の下で、JICAとしては独立行政法人化に向けて国民に広く開かれた効率的な組織ということになるべく、また事業面、人事面、両方から種々の改革の努力を行いたいと考えております。

もう少し具体的に申し上げますと、まず一点目の成果重視とか効率性という問題でございますが、これはとかく予算の執行ということに目が向きがちだったということでございますけれども、そこそこそこにつきまわりの自由度を活用いたしまして成果を重視するという、それからコストを重視するということを主体にして事業展開をしていくということ、今もう既に行っておりますが、そういう見地からの事業、組織の徹底的な見直しということを実施していくということにいたしております。

それから、第二点目の透明性の問題でございますが、これはJICAの経営なり事業なりをガラッと張り替えておくということでございます。常に国民及び識者の批判を求めて、それにこたえられるような事業展開をしていく、それに向けての透明性をより明確にしていくということ、これも独立行政法人化に伴い更なる透明化についての具体的な検討に入っております。

それから、第三番目の国民参加の問題でございます。これは最近、地方自治体、NGO、大学等の国際協力に対する取組というものが活発になってきております。そういう方々と先ほどお話がございましたパートナーシップというような形で、それらのプレーヤーの方々と一緒にした形で国民各層のいわゆる国民参加という形の事業を進めていきたいというふうに考えております。

四項目は平和構築の支援でございますが、これは御承知のとおり、緊急支援とそれから開発支援とのギャップを埋めていくということで、より活発に平和構築の事業に国際的に取り組むことができるように、先ほどちょっと細かい、細かいというか具体的なことに触れましたけれども、そういう

うことがより機動的にできるように検討をしております。

最後に、人事の面、ちょっとお触れいただきました。一言で言いますと、適材適所の観点、それともう一つは、非常に重要な点だと思っておりますけれども、業績主義の方向という方向で人事運用ということを考えていくということで、これまでいろいろな形で、外の方も含めた御意見も求めながら、来年の十月に向けて備えていくという構えであります。よろしくお願ひしたいと思います。

○参考人(藤井宏昭君) 国際交流基金といたしましては、この独立行政法人化、大変な試練でございますけれども、大変な好機であるというふうに考えております。

それで、一つは戦略性、より戦略性の導入ということ、当然、それから効率性、透明性ということでございます。

戦略性と申しますのは、従来、とすれば予算で決まりましたことを、いろんなプログラムを世界全体の国に対して、これは廉潔性と公平性を一生懸命保つように努力しながらでございますけれども、行ってきた結果、どちらかというと官僚的という、あるいはこちらのサイドからの観点というものがどうしても出てきてしまつた。しかし、今日、国際文化交流が諸国民の理解、特に近隣諸国との理解増進、それから日本の文化を更に豊かにする絶好の機会、それから文明間の対話等、世界の中の外交の中で文化交流が貢献できる分野が非常に大きくなっているということ、これは諸外国においてもその認識が強まっておりますし、日本でも強まってきたと思っております。

い、むしろ戦略性と申しますのは、一番大きなのは、諸外国にどういう層にどんなことを働きかけたらいいかと。そこが正に独立行政法人化におきまして、外務省が中期計画を作り、それで基金が中期目標を作るわけでございますけれども、その過程におきまして国別に外務省の長期の外交の見地からの考え方とすり合わせまして、そういうものを

導入していきたいと思ひます。

そういう目標がかなり明確になつてくると、今度は効率性、つまり具体的なプログラムの再編とかそういうことが、それから評価ということがよりできるようになつてくると思ひます。と同時に、職員のその範囲の中の自由度の向上ということも可能になつてくると思ひます。

そういう、それから、もちろん透明性でございませうけれども、この透明性との関連で一つ私も非常に重要視しておりますのは情報ということでございます。この情報と申しますのは、例えば国際文化交流においては非常に多くのブレイヤーが生まれております。NGOそれから企業、地方等々、そのブレイヤーがそれぞれいろんなことをなさつておるわけでございませうから、それをある意味ではその情報を総合してそれを皆様に提供していくと。国際協力基金は、また皆さんができないこと、また本来すべきであるができないこと、それは何かということを見出して、そこに力を入れていきたいというふうに見出して、そこに力を入れます。

人事につきましては、理事の数が五人から三人に減ります。この中で、今申し上げたような新しい体制、ちなみにこの体制に向かつて事業それから機構の抜本的な今見直しをしております。それにふさわしいような適材適所の人材を登用したいと思つております。

○広中和歌子君 今、本場に両独立行政法人化に向けて大変素晴らしい御答弁をいただいたわけでございませうけれども、ちよつと具体的にいらしていただきたいと思ひます。

まず、予算でございませうけれども、独立行政法人化することによって予算はどのように変わるのでしょうか。総額についてまずお伺ひいたします。

○政府参考人(古田肇君) 御答弁申し上げます。予算につきましては、運営費交付金という形で

新しい独立行政法人に交付されまして、それをどのように使っていくかにつきましては、中期目標に基づく中期計画の中でかなり自主的、裁量的に新しい独立行政法人として対応していけるということになるわけでございませう。

予算額そのものは、私どもの方で現在来年度要求ということで要求させていただいておりまして、国が交付金について予算要求し、政府原案をもつてこれが成立すれば運営費交付金ということに独立行政法人に渡されると、こういうことでございませう。

○広中和歌子君 差し当たつてその額というのは、前年度に比べてどのくらいになるのでしょうか。

○政府参考人(古田肇君) 今年度予算がざつと千七百億でございます。現在、来年度予算については要求中でございませう。十二月中旬に政府原案をまとめることになるかと思ひますが、現在の要求額でございませうが、千八百五十六億要求いたしております。

○広中和歌子君 私は、この二つの独立行政法人、誕生すれば素晴らしい役割をしていただけるものと思つておりますので、予算面で非常に活動が収縮するようないことがあつてはいいないんじやないかなと思つておりますので、よろしくお願ひしたいわけですが。

それでは、先ほど基金の方では、トップ人事について少し縮小しながら更に自由度を加えるとおつしやいましたけれども、JICAの方はいかがでございませうか。

○参考人(東久雄君) 先ほど、ちよつと簡潔に申し上げましたけれども、人事面では適材適所の観点というものでございませうが、役員とともに、その人選というものにございませうはふさわしい人材を選ぶということ、そういう観点から適材適所でやつていく。それは、理事長にその事業の効果というものが、責任が来るわけでございませうから、それが最もふさわしくやれるような形で理事長がその適切な選任をしていかなければならぬ

というふうと思つておりますし、またその事業経営を行つていくに当たりましては、先ほどもう一つの業績主義ということも申し上げました。こういうインセンティブを与えながらやつていくという必要がございませう。

これに向かつての、どちらかというところと今まで硬直的な人事だったと思ひますが、それを柔軟性を持たせた人事制度という形へ持つていくという考へでございませう。

○広中和歌子君 伺うところによりまして、総裁というのはいつても外務省からで、副総裁お二人が農水省と経済産業省と、そういう形で、理事もそれぞれ各省庁から御参加になつていくというふうになるのか。それから、よく国際機関や例えば大学とか、そういう重要なポストになりますと公募をすることが多いわけですが、先ほどから幅広い人材、適材適所ということをおつしやつていませうけれども、そういう方向を御検討になることはございませうでしょうか。

○参考人(東久雄君) 理事長の選任は外務大臣がおやりいただきます。それで、理事長に副理事長以下理事の選任ということが任されるわけでございませう。理事長につきましては外務大臣の方からお答えがあるかと思ひますが、私の方の理事長が今度は理事を選ぶに当たりまして、やはり適材適所ということが大変重要なことでございませう。そういう観点で選ばないと、今度は評価のときに理事長自身の問題が出てまいります。そういう観点で、相当重い責任の下で理事長が選ぶことになるというふうに考へております。

それから、ちよつと公募制について先生からお話ございました。これは私の手元に、片山総務大臣が総合的に衆議院の方でお答えになつていらっしゃるけれども、だれが来るのか分からないとか、それから応募数が多くて効率が悪いといったそういう点もある、したがつて、公募制に限らずに幅広い人材を選ぶということを御答弁なさつております。私どもも全くそのとおりだと思ひます。

公募制といひますのは、やはり社会的なバックグラウンドという、要するに労働の流動性というような社会的なバックグラウンドの下で成り立つような点もございませうし、そういう社会的な背景その他を十分勘案しながら進めていかなければならぬ。それよりもっと、極端な言い方をしますと、なかなか動きたがらない方に逆をやつていただきたいときは三顧の礼をもつてでもお願いしなければならぬ点が出てくるんじゃないかと思ひます。

そういう形で、できるだけ幅広い人材を選ぶという形で進めていくという方針、この片山総務大臣の御方針と全く私たちは同じ形でやつていくことになるというふうに思つていませう。

○副大臣(矢野哲朗君) 理事長並びに二人の監事は外務大臣が指名することになっております。ついでには、機構が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する方、又は機構が行う業務を適正かつ効率的に運営することが出来る方を外務大臣が選任することでありませうから、適材適所ということで対応させていただきたいと思ひます。

○広中和歌子君 是非、よろしくお願ひしたいわけですが。

藤井理事長にお伺ひいたします。重点項目として文化交流と文明間の対話ということをお指摘になつたわけですが、大要その方向、すばらしいと思ひますが、具体的にどうしようかと、今までと違つた、何というんでしようか、ビジョンみたいなものでももしおありでしたら、是非自由に語つていただきたいと思ひます。

○参考人(藤井宏昭君) 今までと違つたということにはならないかもしれませんが、今までも我々考へておりますことでございませうが、十分果たせておりませうが、今日、日本の文化、これはライフスタイルを含めまして、伝統文化も含めまして、特に今日の日本の文化、これの魅力が世界じゆうに広がつております。これはもう本場に、中国始め近隣諸国、それから中南米、ロシア、

ヨーロッパ、アメリカ等に特に若い人たちに広がっております。これは日本の大変な今チャンスであるというふうに思っております。

他方、日本の経済等についてのネガティブな考え方というのが世界に広まりつつあると同時に、そういう日本の魅力というものが発信されつつある、これを更に強化していきたいということが私どもの一番の願いでございます。

例えば、そのうちの一つでございますが、日本語が近年、これは来年度調査いたしますので正確なところは分かりませんが、五年前の調査では相当増えている。その後も実は相当増えているわけでございます。増えているのはどこで増えているかと申しますと、世界じゅうなんですけれども、例えばアメリカなんかでも非常に増えているように、増えているのは、七割は、今やっている七割ぐらいは中学校、小学校、高等学校と、子供たち、若者でございます。そういうところにどんどん日本語、これは日本語を使うというんじやなくて、日本の広く言う文化の魅力というか、そんなものが今大きなチャンスで世界じゅうに、そこに一つの大きな焦点を当てていきたいと思っておりますし、それは、例えば中国を始めとする日本の近隣諸国との更なる国民同士の友好と申しますか、そういうものに非常に大きく貢献すると思っております。

○広中和歌子君 私も日本語教育、押し付けにならない形で、しかし多くの世界じゅうの人たちが日本語に興味を持ち、日本文化に関心を持つてくれる、そのような状況が基金のリーダーシップで行われることを期待しておりますので、よろしくお願いたします。

それから、ODAなんでもございますけれども、これも私も、日本の国にとって大切な外交のツールだと思えます。特に、技術支援であるとか草の根支援であるとかといったような非常にきめの細かい、日本の文化なり、それから技術なり制度なりの特徴を生かした支援というものをこれからどんどん進めていかなければならないと思えます。

すけれども。最近聞くODAの戦略性ということについてですが、この戦略性というのはどのようなことなんでしょうか。外務大臣、お伺いいたします。

○国務大臣(川口順子君) 日本のODAについて、戦略性を増やすことが大事であると私たちは考えています。その戦略性というのはどういう意味かということですが、例えば、我が国の近隣諸国が平和で経済的に発展をしていくということは重要であるという考え方に基いて、アジアの地域を重点的にするというのが一つです。

それから、アフガニスタンや東チモールや、そういった国が戦乱の被害から立ち直っていく国になつていく、このための支援、平和構築と呼んでいますけれども、それも一つの戦略的な発想に基づく援助です。

それから、人間の安全保障ということを考えています。これは、個人個人の人間がきちんと、最低限のものがあつて暮らしていける、健康であつて暮らしていけるという意味で、人間という単位で安全保障を考えよう、そういう考え方です。それからもう一つ、日本の国民が援助に参加するということも大事だと思えます。そういうことを、したがって日本の国益に資するようなそういうことに援助を集中的に使っていきましよう、そういう考え方をODAの戦略化と呼んでいるわけです。

○国務大臣(川口順子君) 委員が危惧をしていらつしやる点というのは理解できますけれども、それは矛盾することでは全くないということを申し上げたいと思えます。

戦略化、先ほど申し上げたような、そういったような目標に基づいて、考え方に基いてと言つた方が正確だと思えますが、具体的な実施面で、委員がおっしゃつたようにNGOの活動等が必要になつてくる、NGOの今までの活動した実績、それに基づいた知見、それが必要になつてくるということなんです。

例えば、アフガニスタンを例に取りますと、アフガニスタンで末端の活動の担い手、これはもうほとんどNGOです。ですから、戦略的な考え方を共有して、実際にやる段階ではNGOの方々にやつていただくと、そういうことでございまして、決して矛盾するものではないということなんです。

○広中和歌子君 先ほど、戦略性の中に、ベリック・ヒューマン・ニーズということをおっしゃつたわけですが、是非この中にウイメン・イン・ディベロプメント、WIDですね、そのことも、もう既に入れているらつしやるんだらうと思えますけれども、是非御配慮いただきたいと思つし、その部分における草の根支援というんでは、その部分を減らさないように、むしろ増やすことはあつても減らさないように私の方から要望させていただきますので、いかがでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 女性の視点、ジェンダーの視点というのは我が国としても非常に重要に考えておりまして、先ほど申し上げたアフガニスタンの例でも、これはきちんとそういうことを重要なこととして考えてやつております。

○広中和歌子君 南南協力支援というのに最近ちよつと関心を持って、ヨハネスブルク・サミット以降、ネリ力米のこととかいろいろ伺つていて、総予算というのは二千四百七十四万ドル。

つまり日本円にすると六億円、年間約五百万ドルということですね、ということは五億円ですね。非常に小さい支援で非常に大きな成果を上げていますと思えますので、そういう点でも、こういう草の根支援、小さな支援、ベリック・ヒューマン・ニーズの予算というものはどんどん増やすような方向で是非お願いしたいんですが、全体で草の根支援関係は現段階でODA予算のどのくらいになりますでしょうか。

○政府参考人(古田肇君) 草の根無償という無償協力のパターンがございまして、これの予算が今百二十億円でございまして。それから、NGOが約三十億のほかにございまして。

○広中和歌子君 年々少しずつ増えているのは大変うれしいことでございしますが、是非その方向でお願いしたいと思えます。それから、NGO、NPOとの連携、そして彼らの活躍が非常に大切だということを御指摘なさつていらっしゃるんですが、なぜ十三条の三項で、「特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動」と、奉仕活動というような言葉をお使いになつたのか。御本人たち、つまり活動していられる方々は非常に重要なプロフェッショナルとしての国際協力活動をしている。そのような認識を持つていらつしやると思うんですが、何か奉仕活動という、その辺の言つては失礼ですが、けれども、奉仕活動はどんなものでも大切なんですけれども、ちよつと言葉の使い方に神経を使つていただきたかつたと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(古田肇君) 御答弁申し上げます。御指摘のように、NGO等の専門的、プロフェッショナルな知見を活用していくというのがこの十三条一項第三号ハの規定しております草の根技術協力の基本的な考え方でございます。それをJICAの技術協力として大いに活用していくという考えで書いておるわけでございまして、ここで今御指摘のあつた奉仕活動、そういう考え方の下ではございまして、ここで奉仕活動という言

○国務大臣(川口順子君) 委員が危惧をしていらつしやる点というのは理解できますけれども、それは矛盾することでは全くないということを申し上げたいと思えます。

戦略化、先ほど申し上げたような、そういったような目標に基づいて、考え方に基いてと言つた方が正確だと思えますが、具体的な実施面で、委員がおっしゃつたようにNGOの活動等が必要になつてくる、NGOの今までの活動した実績、それに基づいた知見、それが必要になつてくるということなんです。

例えば、アフガニスタンを例に取りますと、アフガニスタンで末端の活動の担い手、これはもうほとんどNGOです。ですから、戦略的な考え方を共有して、実際にやる段階ではNGOの方々にやつていただくと、そういうことでございまして、決して矛盾するものではないということなんです。

○広中和歌子君 先ほど、戦略性の中に、ベリック・ヒューマン・ニーズということをおっしゃつたわけですが、是非この中にウイメン・イン・ディベロプメント、WIDですね、そのことも、もう既に入れているらつしやるんだらうと思えますけれども、是非御配慮いただきたいと思つし、その部分における草の根支援というんでは、その部分を減らさないように、むしろ増やすことはあつても減らさないように私の方から要望させていただきますので、いかがでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 女性の視点、ジェンダーの視点というのは我が国としても非常に重要に考えておりまして、先ほど申し上げたアフガニスタンの例でも、これはきちんとそういうことを重要なこととして考えてやつております。

○政府参考人(古田肇君) 御答弁申し上げます。御指摘のように、NGO等の専門的、プロフェッショナルな知見を活用していくというのがこの十三条一項第三号ハの規定しております草の根技術協力の基本的な考え方でございます。それをJICAの技術協力として大いに活用していくという考えで書いておるわけでございまして、ここで今御指摘のあつた奉仕活動、そういう考え方の下ではございまして、ここで奉仕活動という言

○国務大臣(川口順子君) 委員が危惧をしていらつしやる点というのは理解できますけれども、それは矛盾することでは全くないということを申し上げたいと思えます。

戦略化、先ほど申し上げたような、そういったような目標に基づいて、考え方に基いてと言つた方が正確だと思えますが、具体的な実施面で、委員がおっしゃつたようにNGOの活動等が必要になつてくる、NGOの今までの活動した実績、それに基づいた知見、それが必要になつてくるということなんです。

例えば、アフガニスタンを例に取りますと、アフガニスタンで末端の活動の担い手、これはもうほとんどNGOです。ですから、戦略的な考え方を共有して、実際にやる段階ではNGOの方々にやつていただくと、そういうことでございまして、決して矛盾するものではないということなんです。

○広中和歌子君 先ほど、戦略性の中に、ベリック・ヒューマン・ニーズということをおっしゃつたわけですが、是非この中にウイメン・イン・ディベロプメント、WIDですね、そのことも、もう既に入れているらつしやるんだらうと思えますけれども、是非御配慮いただきたいと思つし、その部分における草の根支援というんでは、その部分を減らさないように、むしろ増やすことはあつても減らさないように私の方から要望させていただきますので、いかがでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 女性の視点、ジェンダーの視点というのは我が国としても非常に重要に考えておりまして、先ほど申し上げたアフガニスタンの例でも、これはきちんとそういうことを重要なこととして考えてやつております。

葉を使用したのは、この条項の対象が、NGO等が見返りを期待せずに行うボランティア事業であるという性格のものであることを法的に規定させていただいたこととさせていただきます。

○広中和歌子君 ということは、見返りを期待しない無償のことですか、とおっしゃいますか。

○政府参考人(古田肇君) 厳密な意味で、一切有償であつてはならないとか、そういう厳密な意味ではございませんが、この活動の性格として、営利目的ではなくて正にボランティアであるということとを条文中書くといえますと、法制局とも御相談をしまして、ボランティアという言葉よりは奉仕活動という言葉の方が適当ではないかということとでこういう文言にさせていただきました。

○広中和歌子君 ただ、アフガニスタンとかチモールとか、ああいうところで草の根支援の方々が活躍するに際してはいろいろな形でコストが掛かるわけですから、要するにそういう点では是非、JICAあるいは外務省と様々な連携して仕事をする場合の御配慮というものはきちんとしていただかなければ、日本のNGOというのは本当に育たないし、また大きく活動できないんじゃないかということも申し添えたいと思います。

そして、次にですけれども、時間も足りなくなりましたので急ぎますが、十八条三項では、国民等の協力活動について、それをJICAが委託して行う場合、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。これについて先ほど迅速にやるから大丈夫だとおっしゃいましたけれども、やはり何かせつかく独立行政法人化したものに、更に規制が強まるというんでしょうか、いろいろな関係省庁を含めて許可が必要になるということ、独立行政化の方針に反するんじゃないかということをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(川口順子君) 先ほどお答えを別な委員の御質問でいたしましたので、ちよつとはしませんが、許可をするということではないという

ことです。これは外務大臣が関係の省庁と協議をするということにして、許可ではないということとをまず申し上げたいと思ひます。

そういう意味で、規制的なという意味ではございませんで、この意味はJICAは元々、政府ベースの技術協力をする機関で組織であるということとです。したがって、草の根の方から提案をいただいたことをJICAが実施を委託するという形になるわけですが、その提案を政府ベースのものとして位置付けるために相手国の政府と外務大臣は協議をするということになっていまして、したがって政府ベースのものになる。

その内容は、各省にいろいろまたがるもの、環境問題だったり福祉だったり、いろいろするわけですから、そういう意味で、関係の省庁の行っている政策と整合性が保たれるということとを確保するために協議をするということとでございます。運用は、先ほど言いましたように簡素化、効率化、これは丁寧にやりたいと思ひます。

○広中和歌子君 これからODAの形というのはすそ野が非常に広がっていくと思ひますけれども、先ほどからも御説明にありましたように、国際機関、国連の組織、例えばUNDPやユニセフなど、JICAを始めODAに深くかかわっているのではないかと思います。

ところが、ODA予算というのが全体として少しずつ減っていく中で、特に国連関係ですね、任意拠出金を我が国が出しているという機関に予算のしわ寄せが行くのではないかなと危惧しているわけでございますけれども、そうした国連機関への予算の配慮というものについて、私は数年前、やはり同じような状況が起こったときに国会議員の署名を集めまして当時の大蔵大臣と外務大臣に陳情したことがあります。多くの方が私の動きに対して賛成してくださったんですけれども、今度もそのようなことがないようによろしく願ひし

たいんですが。

○政府参考人(古田肇君) 御答弁申し上げます。

御指摘ありましたように、UNDPあるいはユニセフを始め国際機関が様々な分野で取り組んでおられるわけでございますが、私どもとしてもこれと密接な連携を取りながらきめの細かい援助をやっていく必要があるということについては全く御指摘のとおりだと思ひます。

私どものODA予算でございますが、この五年間で二・二％減少という流れの中で御懸念のようなことが生じているのではないかと思ひます。来年度についてはこれから十二月末に向けて政府原案作成作業に入るわけでございますが、私どもとしてもその国際機関が果たしております役割でありますとか、それからこれまでにもたらされた成果といったようなものを十分吟味して、厳しい中ではございますが、めり張りのある予算配分に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長(松村龍二君) 時間が過ぎております。

○広中和歌子君 じゃ、一言だけ。ODAは総体として、先ほども申しましたように大切な外交ツールであります。国民の理解と協力が得られるよう情報開示、PRなど、是非積極的に行つていただきたいことを要望いたしまして、私からの質問を終わります。

○海野徹君 民主党・新緑風会の海野徹であります。

外務大臣、草の根技術協力に関する手続についてまずお伺いしたいと思ひますが、事業ごとに外務大臣の認可あるいは関係行政大臣との協議が定められております。NGO等の団体からの提案一件ごとにそうした手続が必要なのかどうか、非常にこれは独法法の精神あるいは通則法から考えるとき、ちよつといかたがなものかなという懸念があるわけなんです。現行の草の根技術協力については、外務大臣の承認あるいは関係省庁との要するに協議を必要としないではないかと思ひ

います。

なぜ、新しい機構で一件ごとに関係省庁の大臣の認可が必要なのか、その辺の要するに経緯、理由についてできるだけ分かるようにお答えいただきたいと思ひますが、私どもが聞くところによりますと、草の根技術協力を、これを明文化、法律の中に我々盛り込むということになったとき、いろんな各省庁から重複を避けようじゃないかと。重複してはいないというのを確認するためにも最低限、案件を審査する際の各省協議をこれは法定化すべきじゃないかというような議論があつたやに聞いております。

そういうような議論から余り精査な十分な議論をしたというふうなこともなく、こういうような、いわゆる先ほどから要するに外務大臣が政府ベースでということとで一くくりして整理してしまつて、この草の根技術協力について、今のような事業ごとに認可とか協議というふうな手続が必要になつてきたんだというところになつてきたんだんですが、そのことはNGOとか民間団体の創意工夫、こういうものをやっぱりこれから生かしていくかなくちゃいけない、あるいは政府が手が届かない本当の意味での草の根レベルでもっと要するに地域とか現地とか時局のニーズに合ったものにしていくという、そういうような流れが、大きな流れがあると思ひます。

そういう流れに若干反していくんではないかな、流れにさお差していくんではないかなということ懸念するわけなんです。その辺はどういう経緯でどういふような理由でこういうような明文化したものになったのか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(古田肇君) まず、草の根技術協力事業をということで、JICAの実施する技術協力の中にこれをしっかりと位置付けて、NGOの御提案を積極的に活用していくという考えが私ども基本的にあることはまず申し上げたいと思ひますが、それによつて多様なニーズにきめ細かく

こたえていこうというのがまず基本的なスタートでございます。

法律上の問題でございますが、現行法上の草の根技術協力がどうなっておるかというお尋ねが先ほどございましたが、現行法上は草の根技術協力事業をそのまま明示した規定はございませんで、JICAの目的を達成するために必要な業務と、いわゆる目的達成業務の一環だというふうに読んでおるわけでございます。

したがって、これは法に基づいて外務大臣が認可をしておるわけでございます。その認可の際の要件といたしまして、つまりJICAが草の根技術協力事業をやることについて外務大臣が現在認可をしておると、その要件として相手国政府の了解を取り付けるということを示しておりまして、現実の、現在の技術協力事業はそういうことで運用しようということでございます。

これに對しまして、今度の独立行政法人化のための法案におきましては、そもそも目的達成業務というあいまいな規定は置かないというのが政府全体の統一方針でございます。必要な業務はきっちり書く、それから書けないものはやらないというふうに整理すべきだということでございます。私どもとしてはこの草の根技術協力事業は積極的に推進するべき事業であるのできちんと書きたいということで文言化の作業をしたわけでございます。

その中で、この事業を十三条でいいます「国民等の協力活動」というふうに位置付けまして法案に明記させていただきましたが、その際、現在、目的達成業務として外務大臣が認可しておりますことをこの条文の中で事業として明記したことの反面として、相手国政府の了承を取り付けるなどの政府ベースの技術協力としてふさわしい案件だというふうな外務大臣が認めることを法律の要件にさせていたわけでございます。

政府ベースの技術協力ということでございまして、御指摘のございましたように、関係省庁の様々な協力との、あるいは権限との関係というこ

とについても整理をした上で、政府として一体となつて、政府ベースの技術協力として相手国政府との関係で了解を取り付けていくということが必要であろうということで、関係行政機関の長との協議ということも条文中明記させていただいたわけでございます。

なお、現在の草の根技術協力事業につきまして、実際の運用といたしましては関係省庁と協議をするということにさせていただいております。

○海野徹君 この事業、かなりの膨大な事業の量だと思ふんですね。それは、ある意味では、一件ごとの事業というよりも、その事業の読み方なんです。ある種のスキーム、制度というふうな読み替えていった方が要するにその煩雑さはなくなるし、あるいは自主性というか、非常に本當の意味で草の根レベルでの創意工夫がなされていくんではないかと思ふんですが、その事業を本當に個別の案件の事業というふうに読まなくちゃいけないんです。

○政府参考人(古田肇君) まず、現在の草の根技術協力事業では、実行上三つの類型に分けておりました。一つは自治体から御提案のあるもの、これは運用上年に一回まとめて御提案をいただき審査をし採用するというところで、束にさせていただいております。

それから、NGO等からの御提案いただくものにつきましては、比較的经验のない、かつ小ぢんまりとした案件につきましては、随時御提案を受け、随時御相談を受け、随時採用していくというやり方を取っております。

それから、比較の実績のある、もう少しやや規模の大きい案件につきましては、随時御提案、御相談をいただきながら、どこかで束ねて、そして採否を決める手続に入るといふやり方をいたしております。私どもとしては、この新法の下での運用におきましても同様の考え方で、できるだけ束ねられるものは束ねて実行していきたいというふうに思っております。

ただ、逆に、案件によりましては、むしろ束ね

るのを待つていては時期を失するというケースもあるかと思ひまして、むしろ急ぐ案件についてはかえって個別案件を取り出して急いで処理をした方が迅速化につながるんではないかというものもございまして、そういった辺りにつきましては、基本的にNGOの知恵を積極的に活用するという考え方に立つて運用してまいりたいというふうな考えております。

○海野徹君 今御答弁いただきましたが、今までのことをちよつと教えていただきたいんですが、外務省がやる技術協力と他の関係省庁がやるものと、その実態なんですか、要するに過去の事実関係を述べただけではないんですが、外務省との調整あるいは関係省庁との調整というのはそれぞれ実際はやられているんですか、協議、調整は。

聞くところによると、余りそういうものはやられていない、実態はほとんどされていないんだ、というように私どもはヒアリングの機会があつたんですけれども、そうすると、やっぱり外務大臣が衆議院の委員会、国が集めた税金が使われるので、相手国政府と何らかの合意を取り付ける必要があり、関係省庁との調整が必要となるんだという答弁とはちよつと実態が違ふんじゃないかなというふうな説明を受ける機会があつたものですから、その辺の現在の実態についてお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(古田肇君) 先ほど来御議論ございしますように、JICAの実施する技術協力、これは政府ベースの技術協力というふうに位置付けておるわけでございまして、したがってJICAは政府ベースの技術協力の一元的な実施機関であるということになっておるわけでございます。

JICA法におきましては、条約その他の国際約束に基づいて技術協力を実行するというのが条文上の基本的考え方でございます。これは条約その他の国際約束を相手国政府と日本国政府が交わして、それにのつとつてJICAに実行をお願い

いすると、こういうことでございます。したがって、条約その他の国際約束を相手国政府と交わす際には、外務大臣が関係省庁と協議をして政府としての立場を固め、そして相手国政府と話をするというのは当然でございます。そういう意味で関係省庁との協議はやらせていただいております。

今般、この草の根技術協力に限って、条約その他の国際約束という文言を外しまして、そして「外務大臣が適当と認めるもの」という文言にさせていただいております。他の技術協力事業とこの草の根技術協力事業とはそういう意味で表現が違つておるわけでございますが、私どもの心といひましては、条約その他の国際約束というのはいささか固い概念でございます。少なくとも口上書の交換というところまで現実に行つておるわけでございまして、それでは機動的なきめの細かいNGOの御提案の活用はかえつてやりにくいんではないかということがございまして、今回あえてこの部分に限って「条約その他の国際約束に基づき」という文言を外して、それに代わる何らかの政府ベースの技術協力であるということの表れとして「外務大臣が適当と認めるもの」、そして関係行政機関の長と協議をするという手順を書かせていただいたということでございまして、他の技術協力の扱いよりは、これはむしろそういう意味では軽くなつておるというふうに考えております。

○海野徹君 今、局長の話だと、独立法で移行する中で、かなり改善が見られているということでは、かなり改訂が見られておるというところで、理解してよろしいわけですね。要するに、過去にはそういう実態はあつたけれども、それを改善しながらこれから新しい機構として進んでいくんだという理解をさせていただいてよろしいわけですね。

○政府参考人(古田肇君) 条約その他の国際約束という縛りを緩くすること、それから現在の目的達成業務の中で認可をし、そして関係省庁と協議をするということから、今回は事業とし

○海野徹君 今、簡素化という話、効率化、生産性を上げるためにいろんな御努力をされると思うんですが、これは当然、NGOあるいは関係するいろんな実施の団体があつて、それに対応して外務省側にもそれにこたえる体制が当然ありますよね、窓口を含めて。それは整理されて効率性を求めていくと、当然外務省内の体制もそれなりに整理整とんされて縮小されていくのではないかなと思ふんですが。

やつぱり我々がいろいろなお聞きしましたら、この新しい機構で今の趣旨をやつていける、仕事をしていくと、少なくとも要するに百名ぐらゐの外務省側の職員というのはある意味では少なくなつてくるんではないか。仕事量からして、それだけ削減の可能性は出てくるのではないかなと思ふんですが、現実はこの新しい独立行政法人国際協力機構法、機構を作ることによつて外務省内の要するに体制という、職員体制というのは削減されるんですか、あるいはされないんですか。されないとしたら何なのか。整理整とんされていくわけですから、相手側が。

○政府参考人(古田肇君) まず、この草の根技術協力の手続の流れでございますが、NGO等がまず御提案いただくわけでございますが、御提案いただく先はJICAでございます。JICAがNGOからの提案を受け取って、JICAなりに精査をし、チェックをし、そして外務省に対して相手国政府との何らかの了解取付けの手続に入るように求めてこられるという流れでございまして、先ほど来簡素化ということを申し上げましておりますことの一つの柱は、例えばJICAの窓口をどう整理するかとか、あるいは必要な書類の簡素

もちろん、受け止める私どももいたしましたし、も、できるだけ相手国政府の了解を取り付けるにいたしましたも、あるいは関係行政機関との協議にいたしましたも迅速にやりたいというふうに考えておりますが、いずれにしましても今年度、来年度、来年度予算要求も含めましてざっと二十億田の事業でございまして、御指摘のように、これによつて直ちに人間が百人増えるとか減るとかいうようなスケールのもものではございませんで、むしろそういう意味では、まずはJICAの窓口としての手続の簡素化、受け取った外務省としての対応の迅速化というようなことを心掛けてまいりたいということです。でございます。

○海野微君 一般監督權を根拠にして事業実施に非常に細かな段階までいろんな意味の指示を今までしてきたと思うんですね、特殊法人というもののに対して、今、現行下では、それが、今後、通則法に沿った形でそういう事務が大幅に削減されていくわけですから、削減されることが予想されるわけですから、当然外務省の側もやっぱりそれなりの対応ができるんじゃないかな。

この事業をいろいろな資料を集めさせていたが、本省とか在外公館でやっぱり少なくともその任に当たっている方々が五十名とか百名ぐらいいるというふうな、ある意味では事務量で現実にいるということなんですよ。ただ、やっぱりその方々の削減ということは予想されるのではないかな、可能性があるんじゃないかなと思うんですが、改めてお聞きしたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) 外務省全体としてどうやって仕事を減らして、必要な分野に人を回す、人材を回すことができるかというのは、外務省のずっと課題として考えています。

それで、今、機構についてもいろいろ意見、中で議論をしておりますけれども、その過程で一番大事なものは、やっぱり今時代の流れとともに必要

の中で今後増やさないといけない部分もたくさんありますし、それから経済協力の外、外務省全体として、領事ですとかそれから各地域局の仕事ですとか、これも増やさないといけないところありますので、そちらに人材が回せるようにいろいろ

なところで工夫をしたいと思っています。

○海野徹君 それでは、この問題で最後に外務大

臣、お聞きしたいんですが、これは極めて哲学的なことになるかもしれませんが、国家戦略によるものとNGOなどの民間に任せるものとを明確に区分する必要があるんじゃないかと思えます。

ある一定の自律性、あるいは民間主導性の確保というものが独立行政法人化の要するに基本です。それから、そういった意味では大臣の関与を極めて限定的にされる、できるだけ通則法にのっとって機動的に、弾力的な機構運営、業務運営を行うことができるように極めて限定的に関与の仕方はあるべきだろうなと、外務大臣あるいは外務省の関与の仕方はあるべきだろうなと思うんですが、その辺について、決意のほどというか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣（川口順子君） おっしゃるとおりだと思います。

何で特殊法人を独立行政法人にすると考えたか  
 ということの原点に戻って考えますと、そういう  
 ことによって官から民への流れを後押しし、独立  
 行政法人は完全に民ではないわけですから、独立  
 日本全体として活性化をしていくということが大

それから、もちろんそういう過程で、これは政策の企画立案のところと実施のところを分けるという話ですから、そもそもの政策のねらいとしているところ、これが共有化されなければいけないし、そういった意味でその努力は引き続きやりたいと思いますし、また独立行政法人の方にもそこについての意識を共有化してもらいたいというふうに思います。

○海野徹君 時間がありませんので、最後の質問  
させていただきます。

大臣 大臣が議長で運営していらつしやるODA総合戦略会議というのがありますね。中国、対中ODAのことが、というのは中国が検討対象国から外れているということはいかなる理由なんですか。

私は以前にも外務大臣に對中ODAの在り方ということを質問させていただいて、答弁をいただいた、非常に総合的に對中ODAやっているんだというような答弁をいただいたんですが、どうも私は今中国の状況を見ても、ODAというのは相当削減の方向で僕は検討すべきだなと思うんですが、戦略會議の中でも検討対象から中国だけは外れているというようなことを聞き及んだのですが、その辺は事実ではないんでしょうか、検討はされているんでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 中国についてのODAの考え方はいろいろあると思いますし、今、我が国としてはODA大綱に基づいて、それで中国については昨年の秋に経済協力目標を、対中経済協力目標というのを作って、それに基づいてやっていくわけですね。

ODAの戦略会合で、これ国別の目標、目標と、いいますか戦略を作っているわけですが、それも、それをやるという意味では、中国は既に対中経済協力という計画がありますので、むしろそれをレビュースる必要があるかどうかということをやつ

ているわけです。

今、戦略については大きな援助をしている国を網羅するようにということで、新しく作るということをやっている。それはその戦略会議でやっていますけれども、見直しという観点からは中国を今やらないということを考えているわけではないと、そういうことです。

○海野徹君 最後に要望をさせていただきますけれども、国民にとつて、また国益という観点からODAはどうあるべきかということを考えたとき、私は対中ODAをやつたり相当検討していただきたいということを要望しておきます。

○遠山清彦君 公明党の遠山清彦でございます。

まず、法案の中間に関する質疑に入る前に幾つか質問をしたいと思っておりますけれども、まず最初の質問は、多くの専門家によつて指摘されている問題、基本的な問題でありますけれども、JICAと外務省の関係についてです。

JICAが独立行政法人化された場合に、ODAの政策立案と実施にかかわる決定権について、外務省、特にこの場合経済協力局だと思っておりますけれども、JICAの関係がどう変わるのか、あるいは変わらないのか。従来は政策立案から実施される事業のかなり具体的な中身まで経済協力局が決定権を持っていたと私は認識しておりますけれども、今回のJICAの独立化に伴つて、外務省は基本的には政策の枠組み、方針の決定をして、実施事業の詳細といえますが、具体的な中身、手続等についてはJICAに裁量権を今まで以上に持たせることになるのかどうか、まず教えてください。

○国務大臣(川口順子君) 当然にそういうことになるということとして、正に自主性を持たせるということが独立行政法人化の一つのメリットになっているわけですね。それで、今までは、現行法では主務大臣の一般監督権に基づいてJICAに対して方針を示したり指導したりということですが、今後について言えば、こういうような

一般監督権を廃して、そしてJICAの自主裁量を高めて効率的な業務実施をやっていくようにすると、そういうことでございます。

○遠山清彦君 外務大臣、大変に前向きな御答弁で有り難く思います。それで、ただ、大臣もそうですけれども、経済協力局の局長以下スタッフの方には是非この点を強く銘記していただきたいと思ふんです。

今、私、手元に平成十三年度のJICAの監事監査結果意見、これは事業団法の第九条第五項の規定に基づいて毎年出されている意見書であります。そこでこの監事がどういう報告をしているかというところ、こういうことを書いてあるんですね。

「外務省からのJICAに対する個別具体的な指示に関連してあり、第一線の現場に判断を委ねようとしても、そもそもJICA本部に独立の判断権限が与えられていない場合が多いのである」と。この独立化に向けて意見を言っているんですが、独立化に向けて政策企画と政策実施の区分の明確化を行うとともに、納税者から見ても分かりやすいように各分野の援助が一貫性をもって進められる仕組みを作つてほしいと、「第一線が機動的、効率的に仕事が行えるよう、関係者が一致して改革を進めるべきであろう」という意見が平成十三年度の監査報告で出ております、明確にです。

ですから、このような今の大臣の答弁をやつていただけるとすれば、このような監査報告が平成十五年度とか十六年度の独立化された後に出てくるようであれば実態は変わらないということになってしまいますから、その点、私は個人的にウオッチします。是非経協の皆さんにはよろしくお願いをしたいというふうに思います。それから、一点——これはいいですね、時間ないですから、じゃ、次の質問に行きます。

次の質問は、一九九九年にマスコミで騒がれた問題でJICAがかかわつていたものがございまして。それは、外務省というよりも他省庁の、中央省庁のキャリア公務員をJICAが、これはマスコミがそういう指摘をしたんですが、一般公募と

は別枠で試験をして選ばれた官僚を海外に長期留学、二年ですね、させていたという問題です。私、外務省にこの質問する前に問い合わせましたら、国家公務員だけを対象とした特別枠は存在しないという返答をいただいております。

私は、この官僚の留学、特にこのJICAの海外長期研修という制度を利用しての留学について、それ自体反対をするつもりはありません。官僚の皆さんが海外留学をして知見を広げて国際感覚を身に付けることは非常に重要であるというふうに私も思っております。

ただ、ここでちょっと具体的に二点だけ指摘させていただきますのは、一つは、私、手元に外務省の資料でいただいたもので、どういう省庁の出身の方がどういう国に留学しているかということと過去四年ぐらいたつて表をいただいておりますけれども、例えば平成十三年で見ますと、派遣者の合計は二十九名なんです。国家公務員でその枠の中で行った人は八名ということになつておるんですが、この八名全員が米国が英国になつておるんではないかということが一つあります。ですから、一部の専門家は、このJICAのやつていく趣旨にかながみたとくに、国家公務員がこの枠で行くときに全部米国と英国でいいのかという指摘があるということについてお話をひとついたしたいという点がございまして。

それからもう一つは、このJICAのホームページの募集要項にも書いてありますが、この研修制度で留学した人に関してはこういう次のような内容の文書を出しているみたいなんです。本人が研修終了後、将来にわたり技術協力専門家等として当事業団、つまりJICAの実施する国際協力事業に参加することにつき、所属先として積極的に配慮することを文書で確認をしていると、これを是非実行してくださいと言っているわけですね。

ちなみに、さつき私が挙げた八名の省庁の方というのは国土交通省とか厚生労働省、警察庁、農水省、環境省、外務省以外の方ばかりなわけ

ですが、今の官僚制度を考えて、じゃ果たしてこのJICAのお金、元々をたどつていけば税金になるわけですが、これは一人当たり、これはちゃんと公式文書が出ていますけれども、二年間で千三百万円掛かる留学制度なんです。千三百万円をそれぞれに与えて留学させる。二年間留学させる。戻つてきて、果たして本当にこの文書で確認されているとおりいわれるJICA関係の仕事に携わっているのか。あるいは海外、もっと大きくてもいいですけども、開発援助関係の仕事に携わっているのか。農水省から来て行つたけれども、帰つてきたら全然もうその後二度と海外援助にかかわらないということは今官僚制度を考えたらあり得るんじゃないかという点から、果たして、今、大分国家公務員の方、人数は、行っている方は昔に比べると減つてきてはいるんですけども、この制度というものが国民の目から見ても、本当に納得していただけるものとして運用されているのかどうか、ちょっと長くならしましたがけれども、御答弁ください。

○政府参考人(古田肇君) 御答弁申し上げます。

JICAといたしましては、技術協力の質を高めていくという観点から、専門家等、国際協力に携わる人材の養成をしようということでこの海外における長期研修制度を設けておられるわけでございます。この制度にのつとつて、国家公務員も含めまして多くの応募者の中から適任者が選考されておるというふうな承知しておるわけでございます。

国家公務員の派遣者数につきましては、お話にもございましたように、平成十年度から十三名、十二名、七名、八名、そして平成十四年度は五名というふうな順次減つてきておりまして、特に国家公務員のための特別枠とか、そういうものが存在しておるわけではございませんで、全体の中で選考がなされてきているというふうな私ども承知しておるわけでございます。

【委員長退席、理事山本一太君着席】  
次に、研修先の問題でございます。

なぜ英米が多いのかということですが、研究先の考え方につきましては、開発援助あるいは国際協力に関する長年の蓄積を有する先進国の教育機関に派遣をされるということ、そういうことで多くなっておるわけでございますが、できるだけ援助現場のニーズに適合した研修をするという観点から、先進国における研修員に對しましては、途上国におけるフィールドワークを義務付けるということであります。あるいは途上国における研修の奨励といったようなこともやっております。こういった考え方で、引き続きこの制度の趣旨をよりしっかりとしたものにするように進めていきたいと思っております。

それから、帰国後についてでございますが、お話をいたしましたように、まず応募する際に、帰国後、国際協力事業に参加する旨の誓約書を本人及び所属先から取り付けるということをやっております。またJICAとそれから外務省が、それぞれ関係省庁につきまして、各省庁からの応募者に対しては、帰国後の一層のこの分野での活用促進ということをお願いしております。JICA事業そのものに専門家として参画をするとか、あるいは途上国の在外公館勤務でこのODA業務に携わるとか、あるいはそれぞれの省庁で技術協力関係部局で勤務をするとか、そういった形でどの程度の人たちがその後そういう面で還元をしておられるかということをお願いしております。また、おおよそ七〇%台の方々がそういった業務に就いておられますが、私もその一は、これを更に高めていくようにフォローしてまいりたいというふうに思っております。

（理事山本一太君退席、委員長着席）  
○遠山清彦君 分りました。

今、局長の御答弁どおりであれば、私個人的には大変いいのではないかとこのように思います。誓約書まで取っておられたということは、是非、この留学制度が局長が正におっしゃったような形でしっかりと、JICAというよりも日本の開発協力、国際協力に役立つ形で生かされるように、そこら辺の方をよろしくお願いしたいと思っております。

引き続き、外務大臣にお伺いをいたします。先ほど同僚の委員から既に出たポイントでありますけれども、いわゆる今回独法化されるに当たってJICAの平和構築への取組が明確化されたというふうに理解をしております。

実は、私も議員になる前から研究者として平和構築にはかかわってきたわけですが、JICAは昨年の四月に、私は一冊しか持ってきていませんけれども、三冊にわたる平和構築に関する事業戦略調査研究という非常に内容のすばらしい報告書を出しております。今回の独法化に伴って、法律の上でもJICAが積極的に復興、平和構築、またこれは紛争予防にもかかわってくると思えますけれども、取り組んでいくという方向性が出されたことは率直に歓迎をしたいと思います。

ただ、この正にJICAが出した報告書の一冊最初の冒頭のところにこういう記述があるんですね。現行のシステムでは、JICAは法的制約、安全管理上の問題、被援助国側の政治的不安定等の理由により十分な協力ができない状況にある。つまり、これは平和構築に資する十分な協力ができないような状況にあるという指摘が書かれております。さらに、じゃどうしてできないかというところで、具体的に、援助スキームによる制約であるとか人材不足であるとか、紛争に係る情報や分析能力の不足などの問題点が指摘されているわけです。

一々細かい点については、次の質問で安全対策についてなどを聞こうと思っておりますけれども、外務大臣に是非、こういった既に昨年の四月の段階で指摘されているような、JICA、またもとと大きく言えば外務省そのものにある、平和構築に日本が積極的に取り組もうというときにいろいろ障害があると、これらのことをこの独法化も含めて

今後克服されていくのか、また克服していくようにされているのか、ちょっと御答弁いただきたいと思っております。

○副大臣（矢野哲朗君） 今、遠山委員から御質問をいただきましたけれども、JICAの事業戦略調査研究、平和の構築への報告書からの御質問だと思っております。

一例でありますけれども、国際緊急援助法、援助隊法ですが、国際緊急援助隊を派遣しようとしたときに、現在の政府の解釈における、政府解釈における解釈ですと、紛争に起因する被害については派遣対象外になっているというふうなことで、残念ながら派遣ができない、一例であります。等々いろいろな制約があると思っております。

ですから、正に平和構築ということから明瞭にこの対象として位置付け、積極的に平和貢献をというふうな、貢献をするんだというふうなひとつ姿勢を強く訴えていくわけでありまして、そういふ障害の一つ一つ検討に入り、障害の除去というふうなことに努力をしなければいけないと思っております。

○遠山清彦君 それでは、今の御答弁に更に関連する話題でもありますし、また同僚委員からも既に質問があった件でありますけれども、いわゆる平和構築とか紛争予防に資する作業というのは、今、副大臣も正におっしゃったように、かなり危険な地域で行わなければならないことがあるわけですから。

従来、JICAの職員というのは、外務省が最近まで使っておりました海外危険度でいいますと、五段階のうち三以上の危険度地域では全く人を派遣して活動はできないということであったかというふうに思いますけれども、これは確かに国として責任、政府として責任を持つて人材を外に送る場合、危険なところを送るといふものはなかなか難しいところがあるというところは私も理解をしております。

他方、紛争、特に冷戦後の地域紛争とか破綻国家の内乱とかという状況の中で、人道支援のニーズが大変高まった。紛争直後の緊急援助などのニーズが非常に高い段階で、しかし危険度が高いから日本はだれも送れませんよということになった。後で見ると、ある特定の国に對して相對としては大変に日本は貢献しているんであるが、紛争直後の段階で全然顔の見える援助をしていなかったために、相對的に日本の国際評価が低くなつてしまつていたということも、現実として私もそういう現場に行ったことのある身として思っております。

そこで、私の理解では、今、副大臣、先ほどあいう御答弁ありましたけれども、JICAもいわゆる以前よりはちよつと危険な地域に人を派遣をして、例えばアフガニスタンで必ずしも完全に安全だとは言えない地域に、私はJICAの職員が少数でありますけれども行っているというふうな聞いておりますけれども、徐々に危険な地域であつても仕事をしようというふうな流れになつてきていると思ふんですね。

ただ、その際に大事なことは、政府側、外務省側、またJICA、組織として、例えば保険面であるとか、それから緊急事態の対応マニュアルであるとか、あるいは緊急避難、エバキューエーションの手続についてなど、この辺の手当てをしつかりしないといけないと思ひますけれども、この点についてはどのような努力をされているか、お聞きしたいと思ひます。

○政府参考人（古田肇君） 御答弁を申し上げます。まず、先ほど来お話のございます紛争直後の問題でございますが、これにつきましては、国際緊急援助隊法とそれから国際平和協力法、いわゆるPKO法でございますが、これとの仕分の問題といたしましては、政府としては一定の整理を原則としてやろうとしているということであることをまず御指摘申し上げたいと思ひます。それから、安全管理上の問題についてでございますが、今般 JICAがお話にありましたよう

に安全対策基準の見直しを行いましたけれども、これも外交上の必要性が強く認められ、かつ十分な安全対策措置を講ずることを前提に従来のより柔軟に人を出しているというのではないかと、こういうことでございまして、安全対策措置の重要性が更によく認識されなきゃならないというふうに思っております。

御指摘の幾つかの点について申し上げますと、まず保険につきましては十分な補償が得られるように、現在、来年度概算要求ということで、制度の拡充、予算の要求をさせていただいておるところでございます。

それから、安全対策のマニュアルについてお話ししましたが、JICAの在外事務所等におきまして、安全情勢を分析をし、対策マニュアルを策定するということが、あるいは平時、緊急時の安全対策を定めて関係者に周知するといったようなことで、危険情報の交換、共有に努めておられるわけでございまして、これを更に強化、徹底していきたいというふうに考えております。

それから、緊急回避の問題がございましたが、これは今申し上げましたマニュアルの中で、緊急回避の手段でありますとかルートでありますとか、そういったことを定めておりますし、また緊急時の通信手段として衛星携帯電話等の携帯でありますとか、緊急回避用チャーターフライト運航契約の締結でありますとか、そういったことについても意を用いているところでございます。

このほかにも、専門家を派遣に先立って安全確認調査団を派遣しますとか、あるいは警備員あるいは警備のための安全対策現地職員の配置でありますとか、様々な対策に努力をしているところでございます。

○遠山清彦君 分かりました。是非しっかりとやっていただきたいと思います。

それで、是非、外務大臣に聞いていただきたいんですが、先ほど御紹介しましたこの平成十三年度の監査意見の中で非常に鋭い意見がございました。それは、こう書いてあるんですね。この安全

対策の問題に関連する話なんですが、「JICAの発想では、「危険なところには行かせない」という点に比重が置かれ、「危険なところには行かないことを前提としている」ということで、逆に危機管理の発想訓練が日頃から十分に行われていないのではないかと危惧される。」と。

私は、これは非常に鋭い意見で、実はJICAだけじゃなくて、今年、外務大臣も、瀋陽事件以来いろいろ大変な努力をされて外務省内の危機管理の問題に取り組んでこられたと思いますけれども、やはり日本の外交に携わっている人間の一つの問題というのは、どうせ自分たちは危険なところに行かないんだから、危険なところに行つたときの事態を想定した訓練とか発想とかブレインストーミングとかアクションプランとか考える必要もないということ、ここに正に書いてあるとおり、日ごろからどうせ私たちは危険なところに行かないんだから何で危機管理のことを勉強しなきゃいけないの、発想しなきゃいけないの、訓練しなきゃいけないの。それが正に、元々在外公館に对应マニュアルがあつたのに、だれもその内容を知らなかったという在外公館の実態が瀋陽事件の後に明らかにされたわけですね。それは正にこういうことだと思ふんですね。

だから、日本の外交の弱さというのはここにあらわれるわけですよ。どうせ自分たちはずっと安全なところにいるんだし、もうやばくなつたらもうずっと在外公館の中にこもつて、在外公館の中まで何か、だれかが侵入してきてやるなんてことはほとんどないだろうと。だから、結局そういう意識だと、ずっと永遠に、どんなにマニュアル作つたって、書類作つたって、危機管理の発想というのは私なかなかスタッフの中に浸透しないと思ふんですね。

だからといって、私は決してこれを言うことで、じゃ、みんな危険なところへ行っちゃいよう、戦場に行きましようということを言っているわけじゃないんですが、こういうちよつと逆説的なことをしっかりと認識しないと、私はなかなか

海外におけるJICAのスタッフあるいは外務省の職員のスタッフの資質、特に安全管理面、危機管理面における資質の向上は望めないということを一ポイント指摘をしたいと思います。

時間がなくなりましたので、最後に一点だけ。法案の第十五条に関してなんですけれども、今回独法化されてJICAは三年から五年の中期目標を策定することができ、中期計画も認可することができるといふふうなうたわれているわけでありまして、このことがいわゆる開発援助行政でも、複数年度にわたる予算の弾力的運用がJICAの事業でできるようになるのかどうか、そういう解釈をしていいのかどうか、その点についてちよつとお伺いをしたいと思います。

○副大臣(矢野哲朗君) 今回の改正後の法人はより効率的、効果的に事業が展開されるよう、可能な限り民間の法人の弾力性、効率性を取り入れることにさせていただきます。予算についても弾力的な運用が可能になると考えております。

具体的には、三年、五年の中期目標を設定します。JICAが各年度の運営費交付金の使途又は予算の翌年度への繰越しが決定できるなど、予算の運用が正に柔軟に運用できると考えております。

○遠山清彦君 最後に一言だけ。

こればかり引用して申し訳ありませんけれども、この十三年度の監査意見の中にも「予算の単年度主義に関して、ODAの特殊性を勘案してその枠をはずした予算の効率的活用についても制度的な工夫をすべきであろう。」という提言がございします。

私も、東チモールですけれども、NGOのアドバイザーとして現場にいたときにいわゆる象徴的だったのは、一月から三月の間にNGOとして事業提案をしてもJICA並びに外務省は全く受け付けてくれません。その理由というのは、受け付けてくれるんですけれども、予算自体はもう六月以降ですよ。結局、それは今正に三月は国会で

予算の審議しておりますから、これが決まらないうちでもできませんよということがあつたわけですね。

私は、これはJICAの責任だと思いませんし、また外務省だけの責任だと思ふふうには思わないんですが、ただ現場から見れば、ああいう援助している現場というのは、別に予算みたいに四月始まり三月締めみたいな形で事態が推移しているわけではなくて、一月や二月に緊急に重要な援助をしなきゃいけないということがあつたわけですね。その際に、残念ながら、日本がプレザンスを持つている地域でも、なかなか予算面では対応できないということがあつたわけで、私は、ちよつとろ覚えですけども、カナダなんかはこういった状況を考へてODAの予算についてはたしか二年前の枠で弾力的に運用できるようにしたりとか工夫をしているというふう聞いております。

ですから、今後、特殊性というところをかんがみて制度的な工夫を本当にしていっていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○吉岡吉典君 審議中の法案ですが、私は、この法案については、最初に申し上げておきますと、なぜこういう特殊法人を独立法人に切り替えなければならぬかという理由が今まで説明を聞いた限りでは分かりません。

これは結局は看板の掛け替えだけであつて改革とは言えないと思つております。改革と言う場合に、内容を改革することは、何も特殊法人から独立法人に変えなければいけないということではなくて、やはり内容を国民の求める方向にきちっと改革していくことだと思ふます。もちろん、従来のままですべてがなきゃならないというわけではありませぬけれども、しかし、独立法人にしたから改革だということではやはり本当の改革を行つたということにはならない。例えば、非常に大きな問題になつた天下りの問題でも、また、非常に高給を取っているという国民の間で議論になつている問題についても解決は出されてい

ないと思っております。

この点、いろいろ時間があれば議論したいんですが、今日はこの委員会では答えを出しておきたいと思う問題を抱えておりますので、私の意見を述べるにとどめて、前へ進ませていただきたいと思います。

最初の問題は、前回長官が調査した結果答えるということになりました、防衛庁広報誌のセキユリタリートの十一月号に載っている砂漠型迷彩服での訓練の写真の問題であります。

前回申し上げましたが、私は、この写真については読者から、時あたかもイラク攻撃が問題になってくるとき、こういう写真が出るということでは自衛隊がイラクに出掛ける準備を始めたところというのかという質問を受けました。私はそういう質問を受けて、この雑誌を見て初めて、ああなるほどというふうな思いつて、早速編集部にどこでやっている写真か、どういうわけかという写真が出てくるかというところを聞きましました。調べた上で回答することがあつて、時間を置いてから、これは米軍から借りた砂漠型迷彩服でありまして、こういう答弁が調査の結果として返事があつた。

それで、前回取り上げましたら、どうやら状況違うというふうなことの模様で、調査の結果、報告するというところでした。調査していただいた結果は私も前もって一応の連絡は受けておりますけれども、公式にここで報告をしていただきたいと思います。

○政府参考人(宇田川新一君) 委員御指摘の、セキユリタリートの十一月号に写真が掲載されました、航空自衛隊幹部候補生学校の学生が着用している砂漠用の迷彩服についてでございます。

平成三年一月に安全保障会議におきまして、湾岸危機に伴うイラク等からの避難民の輸送を必要に応じ航空自衛隊の輸送機により実施することとする旨決定されたことを踏まえまして、中東における避難民の輸送の準備に関する長官指示、平成三年一月二十四日であります、これが発出され

ました。

これに伴いまして、航空自衛隊におきましては、各種準備の一環として中東の環境に適応した砂漠用の迷彩服模様の服を三百五十着緊急調達したわけであります。しかしながら、これらの服は、同じ平成三年四月十九日に出来た長官指示、中東における避難民の輸送の準備のために講じた措置の終了に関する長官指示が、これが出ましたので使用されなかつたものであります。

その後、これらの服の有効活用を図るため、平成九年十一月に航空自衛隊幹部候補生学校にこれらの服全部を管理替えし、幹部候補生学校において各課程学生の教育訓練時に使用しているところであります。

○吉岡吉典君 私は、問い合わせの最初の答弁とありにも違つたので、なぜかという答弁が、しかも時間を置いた回答として行われたか依然として疑問は残りますけれども、今の答弁で、私は、私自身大いに考えさせられる重要な内容が明らかになつたと思つております。というのは、湾岸戦争当時、避難民を、輸送のために行く自衛隊が砂漠型迷彩服を作つていた、これはどういうことなのだろうかという疑問です。

避難民を航空自衛隊機で輸送するというのに、一体なぜ迷彩服を三百五十着も作らなくちゃならないのか。それを作つて、実際の写真にも出ているような訓練も行われたのかどうか。一体この避難民救出、輸送と砂漠型迷彩服との関係はどうなのか。航空自衛隊が場合によっては戦闘に巻き込まれることがあり得るという想定が当時行われていたのかどうか。お伺いします。

○副長官(赤城徳彦君) 避難民輸送のためになぜ砂漠用の迷彩服が必要なのか、という御指摘でございますが、先ほど人事教育局長から答弁いたしましたような経緯で、平成三年一月の安全保障会議において、湾岸危機に伴い生じたイラク等からの避難民の輸送を必要に応じ航空自衛隊の輸送機により実施することとする旨決定され、中東における避難民の輸送の準備に関する長官指示が

発出されたわけでございます。

そのことに伴いまして、航空自衛隊においては、この迷彩服を中東の気象や植生等の環境に適応し、また空港、砂漠にある空港でありますから、その屋外で作業する場合、やはり隊員の防護性を高めるという観点からこのような迷彩服を必要としたものでありまして、迷彩服を着るからといつて、これが戦闘のためとか、そういうものではない、一切ございせん。

○吉岡吉典君 迷彩服というのは、何のために作り、何のために着るんですか。

○政府参考人(宇田川新一君) 一般に迷彩服、迷彩服あるいは迷彩模様の服という場合には、戦闘に使うものでございまして、そのほか、要するに周辺の環境に溶け込んで自分を防護するというためのものが迷彩模様の服であります。

じゃ、迷彩服をどういう場合に使うかと申しまして、それは当然戦闘のときも使いますが、訓練のときも使います。

○吉岡吉典君 一般には戦闘のときに使う服だといふことでした。それで、そうすると、その空港が砂漠の中にあるから砂漠型の迷彩服だということになると、やはり武力攻撃を受ける、迷彩服で偽装しなくちゃならない、そういう事態を想定してのこれは輸送計画だつたわけですか。

○副長官(赤城徳彦君) ただいま人事教育局長から、一般的に迷彩服が戦闘のために使われるといふことで答弁いたしました。それはそのとおりでございますけれども、本件避難民輸送のために空港においてその避難民を輸送するときになぜ迷彩服を着ているのかと、こういう御指摘でありましたので、これはあくまで避難民を輸送すると、こういう任務のために、そこで、空港の屋外で活動するときに防護性が必要であると、その周りの風景、植生等と溶け込んで認知されにくいようにするといふふうな、そういう意味での防護性が必要だ、こういう趣旨で迷彩服を着用しているのではありません、あくまで任務としては避難民の輸送のためであるといふことを申し上げた次第でございます。

います。

○吉岡吉典君 訓練のためのと違つて、実際湾岸に航空自衛隊機が輸送のために、実際はやらなかつたわけけれども、行くという想定で、それで三百五十着の迷彩服を作つたわけでしょう。だから、偽装していいと危ない地域だということ、を想定した上で、この当時の航空自衛隊機による輸送計画というのは立てられていたのかどうかといふことが私のお伺いしている点なんです。

訓練は全然別ですよ、それは。

○国務大臣(石破茂君) これは法に定められた邦人輸送の範囲内でやるわけです。これは邦人輸送といふふうな申しまして、これは邦人救出ではないといふことはいかなるものかという御議論もございまして、これはあくまで邦人輸送という法律の範囲内で行つておるものでございまして、当該迷彩服等々も、当然その法の趣旨にのつたオペレーションをする、その範囲内でやつておるわけでございまして。

○吉岡吉典君 いただいた文書によると、邦人とは書いていないんですね。周辺の国からの避難民といふふうなこの長官指令というのは、長官指示ですか、書いてあるわけですか。

私はいづれにせよ、あの湾岸戦争時に迷彩服を着て砂漠で自衛隊が何らかの行動を展開すると、そういうことが決定され、その準備まで行われていたといふことは、この広報誌に出ていた写真以上に重要な出来事が当時あつたんだと。どういふ訳でやめられたのか、実際は実行されるに至らなかつたわけですけども、そういう事実が明らかになつた。

私は、この前、長官に、砂丘はあるが砂漠は云々と言つたんですが、実際砂漠を想定してこんなものを作つていたんだという事実ですね。その迷彩服の写真が、今再びイラク攻撃が問題になつてくるときにこの写真、出た。これは不注意で出たのか、あるいは何らかのアピールをしようと思つて出たのか、あるいは他の理由なのか、これはどうですか。

○副長官(赤城徳彦) この時期にセキュリティ・アンに掲載されたのがいかかと、こういう御指摘でございましたが、そもそもセキュリティ・アン編集部では、防衛庁・自衛隊のありのままを紹介することなどを方針として編集をしております。御指摘の十一月号でございますけれども、「加速する初級幹部への夢」ということで題しまして、教育訓練の様子や学生、教官の素顔等を紹介すると、こういう特集でございます。

先ほど人事教育局長から答弁いたしましたように、この避難民輸送を想定して準備しましたが、それが実施されなかつたので管理替えをしました。各課程学生が訓練などを受ける際に通常この当該服を使用していると、こういうことでありまして、そういう中でこの本件写真が八月の二十六日から二十八日に掛けて現地取材がされた際にその訓練の様子が撮影された、こういうことでございまして、通常訓練に使用されていまして、その素顔をそのまま報道すると、こういうことで撮影がされた、こういうことでありますので、当該写真の掲載は学生が受けている教育訓練の一端を紹介するために、純粋にそういうために行ったもので他意はないと、こういう旨、セキュリティ・アンの編集部から聞いております。

○吉岡吉典君 これは極めて単純な問題ですから、これぐらいにおくことにします。

私は米軍から借りたという答弁がまだ気にはなりませんけれども、そういう時期があつたのかなというところも気になりますけれども、これはさておくとして、次の問題は、前回の委員会でもこれまた論議になりました共同統合演習に際しての西部方面司令等、の集会对しての行動をどういうふうに見るかという問題です。

私も、これも事前に今日質問するということで防衛庁の調査の資料はいただきました。それで、やり取りもこれを読みました。私は発言内容にもやはり重要な問題があると思います。それはやはりこの中で、北朝鮮をも念頭に置いて訓練やっているんだという発言があることで

ね。これはやはり日米安保条約は仮想敵はないというところになつていたはずであります。実際には北朝鮮ですね。拉致とか不審船を含んで、テロを含む抑止体制ができるのです。北朝鮮を含むあらゆる事態に対応するため日米安保条約に基づき訓練をしているのですというふうに言っているわけ、これはやっぱり日米安保条約の従来の説明とも違う答弁だと、発言だと私は思います。

その後の審議の中で、北朝鮮云々というのはなかつたという答弁もあつたように私は速記録で見ましたけれども、最終的な調査結果でこういうふうにはつきりしているの、発言自体も重要だと。

あわせて、私は写真を見まして、これは大分合同新聞の色刷りの写真で特に、ちよつと長官、びつくりしました。それはどういうわけかという、鉄かぶとと迷彩戦闘服を着ている演習の視察官の腕章を巻いて、それで総監が集会主催者に向かつて詰め寄つていふた、当時の新聞、現地の新聞では一触即発であつたという見出しでこれを報道している新聞もあります。

それで、その鉄かぶとに迷彩服で詰め寄つたというだけじゃなくて、こへ出ている写真は、師団長が後ろから手を引つ張つて、そして広報官が前に立ちふさがつて集会者との間を遮つて、こういう写真なんですね。広報官が遮つてゐるのは集会側が総監に向かつてこないようには遮つてゐるんじゃないかと、西部方面総監を遮つてゐるんですね。それで、師団長だそうだけれども、名前も聞きましてけれども、これが近づかないように手を後ろから引つ張つてゐる、これはいかに私は異様な写真だ、場面だというふうに思いました。

これはどういう目的でやつたにしろ、こういうことが起こるといふことは私は初めて聞きました。演習でこういう場面が起きて一触即発だつたといふことを、写真を見て、長官、これはいいことができた、起こつたときましか思われないうと思ひますけれども、写真を見ての感想、どう

思ひますか。

○国務大臣(石破茂君) まず、先ほどの先生に對します私の答弁の中で、邦人輸送を念頭に置いたような答弁をいたしました。ごめんなさい。これは避難民輸送の規定でございます。いずれにいたしましても、法の趣旨にのつとつてということでございますので、済みません、訂正をさせていただきます。

それから、写真を見てどうなんだという、この写真かと思ひます。この写真がすべてを表しておるといふわけではない、問いに對するお答えにならなくて恐縮ですが、ビデオを全部見てみましたときに、さてこの写真のイメージとは大分違つた状況だつたんだと思ひます。正直申し上げまして、これはもう電送写真でございますから、私も見たときに、これは少し委員御指摘のような感じを私も持ちました。

ただ、ビデオを全部見てみましたときに、本場に鉄かぶとといひますか、これをかぶり、野戦服を着て、威圧をするような状況で西方総監が言動をしたのかといふことをいへば、これは違つた印象を率直に言つて私は持りました。そういうような威圧をするような格好で、そしてまた威圧をするような態度で言つたのかといへば、それは否であつて、何とか分かつていたきたいといふことで一生懸命言つていたんだと。これはひいき目でも何でもなく、私はそのように思つた次第でございます。

ただ、こういう写真が報道される、それによつてそういうような印象をお持ちになる方がおられる、それについてはいかがなものかという委員の御指摘は私はもう承つておくべきものだ。そのこと、委員が思つておられること、私ももうそういうふうな思いを人に与えるといふことはきちんとして認めて対応していかなければならないといふふうには思つております。

○吉岡吉典君 この西部方面総監はこの演習で非常に重要な地位にあるわけですね。そういう指揮官が視察中の腕章を巻いて、鉄かぶとをかぶつて

いて、そして新聞報道によると、住民側はそれをどう取つたかという点では、通り掛つた車から迷彩服の総監が降り、責任者はどこにいるかと詰め寄つてきた、私たちの目には戦前の強圧的な軍隊と総監の姿がダブつて見えた、自衛隊が変わつてきたのではないかと思つたと、こういう感想も出てゐるわけですね。

自衛隊の非常に重要な地位にある人、それはまづいと思つてから広報官も遮つたと思ひます。ほつておいていいのなら、わざわざ写真にあるような、これがどれだけエキサイトした雰囲気だつたかどうかは別として、広報官が前に立ちふさがつて、それから師団長が後ろから手を引つ張つてゐる、こういう行動を一国の自衛隊の幹部がやるということになると、私は不安を感じるんです。この人はよほどの政治音痴なのかどうなのか、そういう自分の行動が一体どういう影響を及ぼすか、相手にどういふ感じを与えるのか、そういうことを一切お構ひなしに、目的は演習を分かつてもらいたくてやつたといふことだと報告があつた。これは長官も別の委員会でおつしやつてゐるんです。

しかし、私は、それ自身もやつぱり問題だと思ひます。反対集会なんかやらないで、そこへ行つて理解してもらいたい。理解したら、集会はやめてくれといふことに結局はなるわけでしょう。そんな集会やらなくていい目的でやつてゐるんだからというわけで、訓練の意義を理解してもらおうと考へたから良かったといふことにはならない。やつぱり集会はやめてくれといふことを願つて行つたのであるわけだけれども、そういう行動を、これは法律上どうかこうかということをはばきにして、司令官といふのはそういうことをやるんですか。

やつぱりこれは非常にまずい出来事であつたといふふうにして、やはり指揮官の在り方といふふうなことについては、やつぱり冷静に、あらゆる場合に物を冷静に判断して、理性的に行動できる、そういうふうにしななければならぬと私は思

いますけれども、どうでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 私どもも、指揮官たる者あるいは総監というような地位に立つ人、そういう人たちが、部下の統率やそういうふうないろいろな面で優れた人がそういう地位に就くように教育にも配意をしておるつもりでございます。したがって、今回のことが教育でありますとか人事上の問題に起因をするというふうに私は考えてはおられません。

ただ、こういう訓練の意義等々につきましては、これは私を始めといたします防衛庁として、本当にきちんと御理解をいただくように、これから先なお一層努めていかねばならないものだと思います。集会やめよというような意味で私は、総監が言ったとは思っておりませんで、何とか分かっていただけないでしょうか、そういう真情を吐露したものだと思っています。

また、私どもとして、本当に一人でも多くの国民の方々にこの訓練の意義を分かっていたら、どのように、もともと努力をしないかばならない。先生の御指摘はよく踏まえた上で、私どもも今後努力をしまいたい、かように思っている次第でございます。

○吉岡吉典君 広報誌の私言った問題にしろ、イラクへの武力攻撃が正に問題になっているときにこういうのを、無神経なのか意識的に出したのか分かりません。それから、今、演習の問題も同じで、私はそこに一種の不安、危険を感じるということをごで申し上げておさるを得ません。

私、時間が来て、外務省に質問する準備していたのができなくなっちゃって申し訳ありませんけれども、この点は長官に、私は今の状況、国民が、自衛隊は変わったと、戦争中の軍隊とダブって映ったと言われた、そのことは非常に重視していただきたいということで、終わりにします。

○田村秀昭君 外務大臣にお尋ねいたします。

外務大臣が外務省改革を唱えられておられますが、この独立行政法人に特殊法人をするというのは、大臣の外務省改革の中に入っていないと私は

は思うんですが、そういう認識でよろしいですか。

○国務大臣(川口順子君) 直接的には入れておりませんが、私が一番最初に出しました開かれた外務省のための十の改革ということの中では、経済協力について改革をすべきであるということは言っています。

○田村秀昭君 そうしますと、今まで特殊法人だったものを独立行政法人にするというのは、今日の法案のテーマですけれども、どういうわけで独立行政法人に、必要なものだった特殊法人で残しておけばいいと私は思うんですが、どうして、内容もそんなに本質的に変わらないのに名前だけ変えるような、法律まで出してなさっているのか、ちよっとお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) 特殊法人を改革の一環として独立行政法人化する、あるいは特殊法人を更に民営化する、幾つかその選択肢がありますけれども、それは国全体としての方針であるわけです。これに基づいて、ある特殊法人、全部の特殊法人をどちらにするかということをご各省でこれは判断をしまして、その時点で外務省としてはJICAと国際交流基金については独立行政法人化をしようと、そういうことに決めたということでございます。

そして、今、委員が、これは何も変わらないのに、看板だけの掛け替えだとおっしゃいましたけれども、それは全くそういうことではございませんで、正に改革の一環として、キーワード的に申し上げれば、自主性、そして効率性、透明性といたったようなことを確保するために特殊法人を独立行政法人化する、特殊法人の今までの弊害をなくす、そういう考え方でやっているわけです。

○田村秀昭君 私は、基本的には内容も余り変わらないのに、名前だけ替えて改革と言うのはおかしいというふうに思いますけれども、盛んに、先ほどから同僚議員の質疑で聞いておりますと、この独立行政法人というのは、透明性と主体性と自主性と効率化を進めるんだということを盛んに強調されておりますけれども、そうすると、今まで自主性や透明性や効率化はなされてなかったというところを言っているのと全く同意語だと思んですが、今まではそういう、非常に自主的でもないし、効率的でもないし、不透明なことをやっていたということの認識でよろしいんですか。

○国務大臣(川口順子君) ということではございませんで、今までは特殊法人ですから、それぞれ所管の官庁の監督の下にある、そういう組織であつたわけです。したがって、監督の下にありまして、国が、JICAならJICAのやる業務については、場合によっては認可をし、いろいろなやり方で、それが国の政策の実施機関として、国の政策と整合性を持って進められるようにやっていたということとして、国の監督下にあつて、国が責任を持つてその運用について監督をしてい

た、そういう形であつたわけです。今度は、独立行政法人化になりますので、今までのそういった国の強い関与から、先ほど申し上げた自主性、透明性、そして効率性といったことを確保していく、よりそういった形で業務が運営できるように、そういう考え方で全部の特殊法人について見直しをしたと、そういうことでございます。

○田村秀昭君 言葉で言うのはそのとおりで結構なんです、予算は国から出るんじゃないんですか。予算は国から出るにもかかわらず、自主性だとか透明性だとかということとは、主体的だとかと

言っておられますけれども、ちよっとおかしいんじゃないかと私思うんですけれども、その点はどうなんですか。

○国務大臣(川口順子君) 国の予算ですけれども、国の予算は、先ほども別な委員の方の御質問についてのお答えの中で申し上げましたけれども、これは運営交付金という形で出ていきます。したがって、それは、そのお金については使途等について緩やかであつて、その自主性がその機関の組織の、例えばJICAの自主性が生かされる、そういう形になっているわけです。

○田村秀昭君 ちよっともう一度言っていただけですが、予算について。

○国務大臣(川口順子君) 国の予算を、例えば今までは、どういふことにこれを使うということとを国が決めて、国が決めていいますか、組織から、JICAならJICAから要望を、案を作つてもらつて、そしてその予算を国が認可をするという形でやっていた。予算の使い方についてより厳しいものが付いているというふうにお考え

いただいたらいいと思うんですけれども、それで、それに比べて今度の予算は運営交付金という形です。

したがって、JICAはあるいは国際交流基金は、それを自分の判断で自主的に使うことができる、そして翌年度に繰り越すとかそういうことも、より、その中期計画の期間であればそういうことができるようになると、そういう形になりますので、ずっと柔軟になると、そういうことです。

○田村秀昭君 そうすると、国から予算が出るけれども、一切口は出さない、国が予算を出すけれども、一切口は出さないと、そういうことですか。もう自由に使ってください。

○国務大臣(川口順子君) 一切口を出さないということではありませんが、国は独法を、独立行政法人をいろいろな形でそれは見ていくということ

は変わりません。

まず、実施機関である、政策の立案企画は国がやり、それを実施する機関であるということが一つです。それから、中期目標というものを国が作り、それに基づいて中期計画を独立行政法人が使ってそれを運用していく。そして、事後評価をいたしますので、そういった形で国は運用及び運営が適切に行われているかどうかということ、これは国だけじゃありませんが、チェックをいたします。そして、財務状況、そして会計状況については、これはより一般的な形に近い形で公表をすることをこれは義務付けられているということ、そういった意味でもチェックが入るといった

ことで、国は全くそれを任せて何も言わないと、そういう形ではありませんし、交付金が税金である以上、そういうことはあり得ないということになります。

○田村秀昭君 時間が来ましたから、いいです。

○大田昌秀君 外務省の資料を見ますと、国際交流基金の平成十四年度の定員は、職員数は二百三十余名で、予算が百八十四億円、資本金が千六十二億円、海外事務所数が十九か所となっておりますけれども、独立行政法人化した場合に、これらの組織とか予算というのはどういうふうに変っていくのでしょうか。

○政府参考人(藤澤和夫君) 予算自体の要求は外務省がいたしますが、その前に中期的な展望というもののあるいは目標というものを外務省の方で作ります。それから基金の方でその中期計画、実施計画を作ります。それで毎年実施していく。それで、その実施の過程においていろいろ、毎年、どういふふうによったか、その効果が上がったかということいろいろ、評価の委員会を使つてチェックしていくというふうな方法でもって予算が効率的に執行されるということを確保していきたいというふうな仕組みになっております。

それから人事、それから報酬、そういった問題についてちよつと触れたいと思いますが、役員の人数については、現在、法律上、理事長のほか理事六名以内、監事一名となっておりますが、独立行政法人の新制度の下では理事長一人、理事三人以内、監事二名というふうになっておりまして、少しやや人数が減っております。

役員の報酬については、役員の業績を考慮し決めることを原則として、基金が支給の基準を決定することとなっております。この支給の基準については、透明性を確保するために公表するものとしております。

○大田昌秀君 私がお聞きしているのは、職員の数が減っていくのか、それとも海外事務所数が減っていくのか増えるのか、そのことをお聞きしているわけですが。

○政府参考人(藤澤和夫君) 今の人員でもそんなに十分な人数ではないんですけれども、それを更に減らすということは予定しておりません。一般の従業員、それを減らすということも、非常に今の事務所が少ないと、少な過ぎであるというふうには思っておりますけれども、それを増やすというふうなことは考えておりません。

中期目標を、先ほど申しましたように、作りまして、その中で自主的に基金が中期計画の中で判断し、それを示す、世間に公表すると、そういうふうにしていくということになっております。

○大田昌秀君 現行の国際交流基金の業務実績のうち、他国と比べて、特に日本独特のもの、我が国独特の誇るべき事業だと思われるのは何かございますか。

○政府参考人(藤澤和夫君) お答え申し上げます。

何といつても諸外国、例えばイギリスとかフランスとかドイツとか、そういうところと比べると、全体の交流基金の規模、それから予算の規模全体が少な過ぎてございますので、十分に活動して、これだけは世界に誇れるというふうなところまではなかなか行っておりませんが、日本独自の文化の力というものはありますから、その日本が得意としている文化の力になるだけ発揮しようというふうな我々の心構えでおります。

それからまた、日本語については特に力を入れているところであります。

○大田昌秀君 独立行政法人国際協力機構法案の参考資料によりますと、主な業務内容のうち、六番目の移住者、日系人の支援という項目がありますが、現在JICAが実施している本業務のうち、入植地の分譲等の入植地事業、移住者の募集、あつせん等の移住者送出事業、事業資金を貸し付ける移住融資事業は、特殊法人合理化計画において整理、廃止することになったとあります。現在、ボリビアには、沖縄の方から集団移住している、集団で移住させられている人たちがおり

ますが、この人たちは、米軍基地を作るために土地を強制収用されて、生活ができなくなつてやむなくボリビアに国策として集団移住させられているわけですが、この融資事業なんかが廃止されますと大変困る状態になるんじゃないかと懸念されるわけですが、その辺はどういうふうに対処されるおつもりですか。

○政府参考人(小野正昭君) 先生御指摘のとおり、現地移住された方々、依然としていろいろな様々な問題を抱えているわけでございますけれども、その実情につきましては、外務省としても、現地の大使館あるいはJICA事務所を通じて把握に努めてきているところでございます。

委員御指摘のとおり、この移住地における事業でございますが、入植地事業及び移住者送り出し事業につきましては、特殊法人等整理合理化計画に基づきまして、独立行政法人化に伴つて終了するという予定になっております。また、移住投資事業につきましては、平成十七年度をもって終了するというところで、まだ直ちに終了するということではなくて、まだ依然として、現地にアンケート等の、需要等を調べましたら、依然として若干のその融資事業を希望している方々もおられますので、一応十七年度末をもって終了するという形になっていくところでございます。

他方、依然として自助努力では解決できない営農問題や自然災害等の問題に直面している地域も存在しているというところから、移住者の定着安定のための事業として、例えば農業専門家による指導相談業務、あるいは福祉施設の整備等の事業につきましては独立行政法人化後も引き続き行っていくたいというふうな考えているところでございます。

○大田昌秀君 外務大臣にお伺いします。十一月二十七日付けの東京新聞は、マイヤーズ米統合参謀本部議長が二十六日にワシントン市内で外国人記者団と会見し、米軍が対イラク攻撃に踏み切った場合の日本の軍事的貢献について、既に日本が提供できる支援について日米間で協議し

ている、日本自身が考え結論を出すだろうと述べたと報ぜられておりますが、大臣はこれまで、米軍の対イラク攻撃については、仮定の問題だから何も言うことはできないという趣旨の御発言をされておられたわけですが、水面下と言つたら変ですが、実際にこのような報道があるように、対イラク攻撃に踏み切った場合の日本の支援策について、何らかの協議をなさつておられるんですか。

○国務大臣(川口順子君) ブッシュ大統領は、イラクに対する安保理の決議一四四一が採択をされました、そのときの演説の中で、イラクの脅威に立ち向かうに当たり、米国は世界の支持を求めるということ述べています、同盟国や友好国と協議をするという方針を明らかにしているわけです。

それで、仮に、これはアメリカは何も今決めているわけではございませんけれども、仮に武力行使が行われたときにどうするかということに関連してですけれども、日本とアメリカは同盟国といひまして、これはもう平素から、イラク問題を含むあらゆる問題について緊密に協議をしている関係にあります。ですから、具体的な支援要請は受けておりません。

○大田昌秀君 最後に、外務大臣に一回だけお伺いしたいと思います。

二〇〇二年度の防衛白書原案に対する防衛庁幹部の議論の中で、文民統制、シビリアンコントロールにおける事務次官ら内局の位置付けをめぐって、内局と制服組との間で激しい対立があったと報じられておりますが、一般的には、文民統制というのは、軍部が政治に介入するのを抑止するため、文民である政治の側が軍部を統制するということを意味すると理解されております。

日本の場合は、総理大臣や防衛庁長官らが内閣も含む自衛隊の指揮権を持ち、防衛出動などには国会の承認が必要とすることが規定されておりますが、防衛庁内では長官を補佐する背広組が制服組をコントロールすることを文民統制と見ているというようなことが報ぜられておりますが、防衛

庁長官の、改めて文民統制ということについて簡潔に教えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(石破茂君) これは、自衛隊法をどのように読むかということにかかわってくることでございしますが、簡潔にというお話でございします。

私は、日本における文民統制というのは、選挙によって選ばれた議員、そしてその議会が指名する内閣総理大臣、それが国民に対して責任を負うということが本質なんだろうと思ひます。したがって、内閣、そしてまた自衛官、いわゆる制服組と言われる人達、これが同じように、専門的な、軍事専門的なことについては制服組が、あるいは法律的なこと等々につきましてはいわゆる内閣、背広組が、両方、車の両輪のようになっている方をいたしますが、支えていくべきものであつて、最終的な責任は民主主義によって選ばれたところのいわゆるポリティカルアポイティーの人間が負うのだということだと思ひます。このシビリアンコントロールをきちんと行うためには、正しく政治任用の人間がどれだけの見識を持っているか、そういうことが一番重要になると思ひまして、自らを戒めておるところでございします。

○大田昌秀君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(松村龍二君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。

○委員長(松村龍二君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、矢野哲朗君が委員を辞任され、その補欠として小林温君が選任されました。

○委員長(松村龍二君) これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○吉岡吉典君 日本共産党を代表して、議題に

なっている二法案に対して反対の討論を行います。

我が党は、この二法案を含む特殊法人改革関連四十六法案全体に反対であります。それは、小泉内閣の特殊法人改革が単なる看板の掛け替えにすぎず、およそ改革の名に値しないからであります。

国際協力事業団独立法人化法案を見ても、発達途上国への技術協力や無償資金協力を実施しているこの事業団をなぜ独立行政法人にする必要があるのか、政府の特殊法人整理合理化計画の一環という以外に理由はありません。独立法人と看板を掛け替えるだけのことであつて、事業団の事業が変わるわけではありません。国際交流基金独立法人化法案も同じことであります。

国民が願う特殊法人改革とは、無駄を思い切つて削減し、国民生活に必要な部分は拡充させること、官僚の天下りをなくして利権と癒着構造にメスを入れることであります。しかし、両法案は天下りも構造的に温存しており、これをいかに改革であるように言うのは、国民を偽ることにになりかねません。

国民の期待する真の改革を要求して、反対討論を終わります。

○委員長(松村龍二君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

まず、独立行政法人国際協力機構法案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(松村龍二君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、独立行政法人国際交流基金法案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(松村龍二君) 多数と認めます。よつ

て、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○広中和歌子君から発言を求められておりますので、これを許します。広中君。

○広中和歌子君 私は、たゞいま可決されました独立行政法人国際協力機構法案及び独立行政法人国際交流基金法案に対し、自由民主党・保守党・民主党・新緑風会、公明党及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

独立行政法人国際協力機構法案及び独立行政法人国際交流基金法案に対する附帯決議(案)

政府は、両法律の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運営に遺漏なきを期すべきである。

一、国際協力事業団及び国際交流基金の独立行政法人への移行に当たつては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が充分発揮されるよう、その運営に万全を期すること。

二、独立行政法人への移行後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

三、独立行政法人の理事長の選任においては、当該分野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用するよう充分配慮すること。その他の役員を選任についても同様とすること。

四、独立行政法人の役員報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、外務大臣は、独立行政法人の役員報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較ができる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。

五、独立行政法人が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。

六、独立行政法人への移行に当たつては、これまで維持されてきた国際協力事業団及び国際交流基金の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。

七、独立行政法人国際協力機構法に定める国民等の協力活動のうち、草の根技術協力(第十三条第一項第三号ハ)の助長・促進については、国民の主體的な発意が最大限尊重されること及び迅速かつ円滑に事業が行われることが重要である。本法の運用に当たり、政府は次の点について適切な措置を講ずるべきである。

1 政府は「中期目標」において、当該事業についての国の基本的な方針を可能な限り具体的に示し、同機構を通じて提案を行うこととする国民にあらじめ分かりやすく提示すること。

2 第十三条第一項第三号ハ及び第十八条第三項に基づく外務大臣及び関係行政機関の長の関与については、可能な限り手続を簡素なものとし、迅速な対応に努めること。右決議する。

以上でございします。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(松村龍二君) たゞいま広中君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(松村龍二君) 多数と認めます。よつて、広中君提出の附帯決議案は多数をもって本委

員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、川口外務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。川口外務大臣。

○国務大臣(川口順子君) ただいま独立行政法人国際協力機構法案及び独立行政法人国際交流基金法案を可決いただきまして、どうもありがとうございます。

法律案と同時に可決されました附帯決議に関しましては、外務省としても、御趣旨を踏まえまして、十分配慮してまいりたいと考えます。

○委員長(松村龍二君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松村龍二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時七分散会